

第三十九回 参議院災害対策特別委員会會議録第七号

昭和三十六年十月二十八日(土曜日)
午前十四時四十二分開会

委員の異動

本日委員下條康麿君辭任につき、その補欠として前田佳都男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 一松 定吉君
理事 赤岡 文三君

委員 柴田 榮君
米田 正文君
武内 五郎君
中田 吉雄君
村尾 重雄君

委員 青木 一男君
上林 忠次君
古池 信三君
高橋 衛君
西田 信一君
前田佳都男君
荒木正三郎君
椿 繁夫君
藤田藤太郎君

國務大臣 大藏大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
運輸大臣 齋藤 昇君
建設大臣 中村 梅吉君
政府委員 警察庁警備局長 三輪 良雄君
警務局長 福田 繁君
文部省管理局長 福田 繁君
気象庁長官 和達 清夫君

建設省計画局長 關盛 吉雄君
建設省河川局長 山内 一郎君
建設省住宅局長 齋藤 常勝君
説明員 気象庁予報部長 肥沼 寛二君

本日の會議に付した案件

○昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際して発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(一松定吉君) ただいまより災害対策特別委員会を開会いたします。

これより内閣提出の災害関係法律案十四件を一括して議題とし、文部省関係、自治省関係並びに建設省関係について質疑を行ないます。

質疑の通告がございますので、順次御発言を願います。荒木正三郎君。

○荒木正三郎君 大藏大臣に高潮対策の問題について質問をいたします。

この問題については本委員会においても質問がございましたので、私からは簡単に御尋ねをしたいと思います。

第一は、高潮対策は関係するところが多方面にわたっており、その一つは建設省関係、あるいは通産省関係、あるいは農林省関係にまたがっている問題でございまして、この問題の対策を立てる場合にはどうしても一貫性を持った総合的な立場からこれを考えなければ、各省各々まの対策では十分成果を上げることができない、かように私は考えるのです。建設大臣は、次の通常国会で地下水のくみ

上げについて強力なる規制をする立法措置をしたい、というふうな答弁をされておられるわけなんです。これはこれでけっこうです。しかし地下水くみ上げだけの規制で高潮対策というものは成果を上げることができない。工業用水の問題、あるいは防備堤の問題、これらが総合的に考究され、そして対策を立てるということがなければ、その成果を上げることができない。こういう見地から立てば、これは私はむしろ総理大臣にすべき質問だろうと思うのですが、しかし、そういうことに関連をして、非常に重要なお尋ねを大藏大臣にするわけなんです。こういうものを総合的に対策を講立してやっていくこととするのかどうかです、そういう点をまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(水田三喜男君) 地盤沈下対策をどうするかという問題は、これはまた地盤沈下対策で別の問題だと思えます。ですから、これに対する対策は関係省がやることになっておりますが、もし地盤沈下が行なわれれば、せっかくの防潮堤もそれだけ下がってくるわけがございまして、そのかさ上げとか何とかというものをしなければ、この災害を防ぐ役目をしないというふうになりますので、その点においては施策が関連してきますので、総合計画でやるべきものだと思っております。御承知のように、今この公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法という法律の中にきめてある災害というものは、異常な天然現象に基づくものというこ

る災害の対策の復旧の一貫として今まで入っておらなかったという点はこれは早急に改める、そしてできれば今次災害からこれを範例内に含めて復旧をやってもらいたいと、私はそういうふうに考えておるのですが、特に今度の大阪における第二戸台風の災害は何といつてもやっぱり高潮の被害が非常に大きかった。その高潮の被害の起こつた理由は、私から申し上げるまでもなく、防潮堤が間に合わなかった。これには地盤沈下等のいろいろの理由がありますが、いずれにしても防潮堤があまりにも低かった。そうして実際、その防潮堤を越えて水が入っている、そのために大きな被害を受けておる、こういう実情。これは大蔵大臣も御承知のとおりであります。そこで私は、この災害復旧については、災害復旧対策としては、防潮堤としては低かったので、それを乗り越えて水が

入つて災害を与えたのであるから、この防潮堤の復旧、いわゆる改善については、当然災害復旧として考へる必要があるといふと、大蔵大臣は原形があるのだから、災害復旧として考へる必要はない。こういうお考へのようにですが、現に低かつたために災害を与えておるのですから、それを被害のない程度にまで、防潮堤を乗り越えて――その足りなかつた分だけ、今次災害でも改良復旧といふ建前をとつておりますから、その足りなかつた分は、災害復旧として、私は当然考へるべき問題ではないか、こういうふうに思う。そういう点について大蔵大臣は、そういう見方はできないのだ、こゝ言われる点が私ども納得しがたい、そういう点をもう一度聞きたい。

○國務大臣(水田三喜男君) 防潮堤はこれなかったが、これが低かったから水が入って災害があったといえますという、これは背後の被害であつて、これに対しては、これはまた別のもののなかまいませんが、施設そのものの被害というものはないので、この施設の復旧というものについて、この災害と関連させる方法というものはなからうと思います。で、低かったからというんでしたら、今度これを高くするというのは防災のことでございまして、災害によつて防潮堤がつぶれたわけでもないのですから、公共施設の災害というものは現にないので、この問題は公共施設の災害の復旧をどうするかという問題とは別であつて、背後にいろいろな被害があつたとすれば、これは公共施設災害ではなくて、それは一般の災害であつて、それと関連

して防潮堤を、ここで災害復旧ということはどうころしろということとは、これは少し筋が違ふだろうと思ひます。

○荒木正三郎君　これはちよつと水かけ論のような格好になって、議論を続けても、大蔵大臣相当忙しいようですから、私はこの程度でこの問題を打ち切りますが、私は大蔵大臣の説明では納得できないということだけは申し上げておきたいと思います。あれだけの大きな――防潮堤が低かったために起こった災害、その防潮堤を改良復旧することができない、災害復旧として防潮堤のかさ上げをやることができないと、こういう考え方は、私はどうしても理解できない。もしこれに法的な根拠がないというならば、これは法的な改正をして、そういう措置をとるべきであるという意見を申し述べて、一応大蔵大臣に対する質問は終わります。

続いて、文部大臣に、私は文教関係の災害復旧について質問をいたしたい、かように思います。

今度の六月以来の一連の風水害によつて、文教関係の被害が非常に大きかった。これは文部省の資料にも明らかに示されておるのでありますが、全壊、半壊、大破以上の被害を受けた学校数が一万をこえておる。これはいかに今度の災害が大きかったかということとを物語つておると思いますが、これが復旧の対策でございますが、特に第二室戸台風における被害に対する復旧、この問題については政府の方でもいろいろ努力をされて、伊勢湾台風の場合に準じてやつていこう、こういう方針で立法措置の法案も出されております。そういう点については、文部当局

の努力に対して私は敬意を払います。ただ、しかしその中で二、三私は問題にしたい点がありますので、そういふ点に限って質問をしたいと思うのですが、非常に大きな被害を受けて、学校が倒れた、あるいは半壊した、あるいは大破した、こういう学校に対する復旧でございますが、激甚地の指定を受けたところとは、これは高率な補助があり、それから改良復旧も認められる。相当私は復旧について成果が期待できると思う。しかし、激甚地に指定され

ない区域における被害ですね、これは相当開きがあるという点ですね。これは元来開きがあつてはならないといふふうな、私考を方持っておるわけなんです。で、そういう点について、なお検討を要する問題があるのじゃないかというふうに私は考えておる。で、元来ならば、これは、台風による被害

あるいは集中豪雨による被害、そういうものがほとんど年々歳々あるわけです。そのつど特別立法をしてその災害の復旧に当たっておられるのですが、根本的にはこれを恒久立法化する必要がある。そのつど立法措置をするというのではなく、恒久的な立法をして、そして災害復旧については対処していく、こういう方針をとるべきではないか。私は第一にそういうことを考えているわけです。で、この点から、ひとつ、大臣の所見を伺っておきたい。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お答え申し上げます。お説のとおり、不幸なことではあります。台風を初めとして災害は毎年恒例のごとく起こる状況であります。そういうことを前提として考えました場合に、年々歳々起こるで

あろるところの災害対策について、そのつど主義でいくということば、どうも。たとえば復旧予算を要求する側に立っただけの見地から申しもししても、めんどくさくて仕方がない。何とかきちんとお説のようなことができるならば望ましいことだと、かねがねね。思っておるわけがあります。まあ諸般の事情でいまだにそやなっておりますが、何とかそやいう方向を一つ確立したいものだと思っております。検討させていただきます。

○荒木正三郎君　大臣も、この恒久立法化の必要ということを考えておられるようであります。その点について私も同意見でありますので、この問題は、私はできるだけ早い機会に恒久立法ができるような方向に御努力をお願いしたいという希望を申し上げておきます。

それで、私はさっきの質問の内容に入るわけですが、この激甚地に対しては、今度の特別措置によりまして四分の三の補助、それからいわゆる改良復旧を認める、それから原形復旧を認める、こういう点について非常によくできておるわけなんです、しかし問題は、激甚地指定を受けない地域ですね、これは相当大きな開きがある。先ほど文部大臣は、恒久的な立法をしたとい、そういう考えを持っておられるという御答弁でした。で、その考えから参りますと、この激甚地に指定された所と、されていない所に格段の開きがあるというふうなことは、私は恒久立法をするという趣旨に合致しないのじゃないか、こういうふうに考えるわけです。そういう点について大臣の所見を伺っておきたいと思います。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) まあ恒久立法を念頭に置いて考えます場合、御指摘のような課題もあわせて検討されるべき懸案事項であることは、私も同感でございます。ただ、現実の問題としますと、お説のとおり激甚地の指定を受けた所と受けない所とは、まあい

わば道一つ隔てて隣り合わせである。しかるに一方は補助率も違ふ、さらには改良復旧も認められる。そうでない所は補助率が低いし、改良復旧なるものが一般的には受けれないという開きがあることは、私も承知しております。その形だけ見ますと、まさしくお説のとおり妥当でないと思ひます。これは、この恒久立法をしますときも、同じ悩みが付きまとうと思ひますが、国の財政と地方財政との関係でもって地方公共団体も暮らしを立てておるわけですが、その場合に、地方自治体自体の財政状態が一つの目安となつてけじめをつけるという考

え方に立つて特別立法も行なわれておるわけでありまして、その根本的な考え方としての地方財政の貧富という条件を無視していかどうかということにもからみますので、にわかに申し上げかねるわけでありまして、検討せざるを得ない問題として残るわけでございますが、現状としてはそういうことを念頭に置いて定める建前である以上はやむを得ないのじゃないか、こう思ひます。ただ実際の処置としましては、

激甚地の指定を受けないところでも、もしそれが大破しておる、応急修理をしてやることでは相当金もかかる、しかも、その対象がたとえば学校ならば危険校舍であり老朽校舍であった。それが大破したというときには、實際上

危険校舍ないしは老朽校舍としての立場から改良復旧と申しますか、新築するよりな考え方で処置をするというところで、従来もそういう考え方に立つて実際上は処置しております。今度の場合も優先的にそういう考え方で御指摘のような不合理というか、格差をなくする気持で処置したいと思ひます。繰返し申し上げますが、激甚地指定と、そうでなかったところの、今

のものの考え方からくるのははだしき差別の結果になりますことは望ましいことじやございせんから、一体どういうふうにかえ直して恒久立法的な処置をしたらいいかということも、あわせて検討したいと思ひます。

○荒木正三郎君 それで、私も現地に参りまして現地の意見を聞く際に、最も強く意見として出される問題は木造建物が倒壊する、破損をする。それで今度建てる場合はどうしても鉄筋で建てたい、鉄筋の校舍を建てたい、こういう希望が非常に強いんです。激甚地指定を受けた地域内の学校であれば、これは今度それを見ておるわけなんですから、改良復旧を見ておるわけですから、それはできます。しかし、激甚地指定を受けていないところは原則として改良復旧は認めない、という方針になっておるわけなんです。補助率の問題もこれは問題であります。しかし、それ以上に現地の希望としては、激甚地指定を受けない地域においても改良復旧を認めてもらいた

い、こういう希望があるわけなんです。私もそれはもつとも希望であると思ひます。ですから、改良復旧を激甚地以外の地域においても実際上、行政上これを認めてやっていくということが不可能であるのか、あるいはそういうことが行政上やっていくものであるかどうか、そういう点をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) その点は先ほど申し上げましたような、すなわち、危険校舍ないしは老朽校舍でたまにまあた場合には、御指摘のようなことが可能でございます。一般的にはできないことはこれまたお説のとおりでありまして、その点の幅を現地からも訴えられまして、実情としてはもつともなことだと思ひてはおりますけれども、現状のものの考え方からは、事実上困難であることを遺憾といたします。今後の検討を要する課題とさつき申し上げた部類に入らると思ひます。

ただ、別のことを申し上げておそれ入りますが、大体、小学校、中学校の生徒増が三十七年度で御承知のとおり終わります。ピークは高等学校に移つて参りますが、そういうことで、新増築というのは、義務教育の学校におきましては原則としては社会増等は別といたしまして、一般的にはそうであります。ですから、まあ一つの棚どきとも思われる時期でございますから、三十七年度の予算要求の態度といたしましても、今後は小中学校の新設ないしは改築校舍は原則はことごとく鉄筋にするというところで、そういう態度で臨みたいものと思つておるわけであり

ます。これがもし実現しまして、そういふかまえてもつて来年度以降より得るとしますれば、長い目で見た場合には、一応の風水害等には耐え得る校舍が原則として全国的に実施できる。数十年前は要しませんでしたけれども、

立法においてそういうかまえてすると同時に、当面、一挙にそうならない残されていきますものが、当然相当数あるわけですから、それに対しては恒久立法をするという考え方で十分検討をいたしたいと思つておるわけであり

大阪の場合は私も、先ほど文部省の方からどのくらい激甚地指定を受けるか、受ける予想がつくかというところについてお尋ねをいたしておつたのでございますが、これは非常に僅少です、大阪の場合は、そういたしますと、この特別立法の恩恵というものが文教施設については非常に少ないというところになるわけです。そういう点で非常に私も心配しておるわけなんです。が、あまりに差があるというののは、改良復旧を認めないということですが、行政措置ができるならば、相当私は緩和されると思つております。大臣は老朽危険校舍についてはそういう道があるけれども、その他には方法がないという

ような答弁であつたわけなんです。そういう点について、これは若干という道があるのじゃないかと私も考えるのですが、この点は事務当局からでもよろしいです、そういう点。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 先刻お答えしましたことが全部の場合を尽くしていませんようでした。私の答弁が十分でなかつたと思ひます。危険校舍、老朽校舍の場合のほかは全壊、半壊以上のものは改良復旧を現実と認めるといふ態度で臨んでおりますから、大半の場合は救えると思ひます。ただ先刻来応答いたしておりましたように、財政的な面では当該公共団体の負担に相当重みがかかるというような点はござい

ますけれども、そういう場合もござい

施設の改良復旧という態度のみに立つて考えます場合、あなたと同じ気持ちでございませう。激甚地であらうとなかろうと、本来義務教育として憲法に根ざして、ずっと一連の一貫した立て方でいってあります義務教育の施設に關する限りは、貧富の差というものは本来念頭にないはずだ。したがって、地方財政の貧富の差などは、こと文教施設に關する限りは一応除いて考えて、公平にやるという建前であるべきだと思います。しかしながら、現実問題としては申し上げるまでもないことですが、先刻も触れましたように、大蔵省の、納税者側と申しますか、なるたけ金を使わないで有効にというものの考え方と、できるだけ完備したいという私どもの側の力関係と申しましうか、双方それぞれそういう考え方は当然あり得るわけですから、沿革的に今日の段階にまでしか至っていないことを、一方において残念に思いつながら、極力そういう理想の状態のほうへ近づける努力をすることとして、われわれは残された問題と取り組まねばなるまいと、かように思っておるわけでございますから、氣持だけをついでながら申し上げて御了解を得たいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御質問に對しまして、大臣からお答えがございましてとおりでございませうが、ちょっと事務的に補足させていただきます。激甚地に指定された地域では、特例法によりまして改良復旧は相当大幅に取り入れられることが従来の例でございませう。ところが、激甚地に指定されていないいわゆる一般災害の法律の適用区域におきましては、全く改良復旧はできないというのじゃなくて、原形復旧が困難な場合には、その個々の学校の実情に応じまして、あるいは不適当というような場合には、改定した学校の実情に應じまして、あるいは地域の實情というものを考えて、従来實際査定の場合に、これは改良復旧する必要があるというような認定が行なわれれば、それに従つて改良復旧をできるだけ取り入れていくと、こういうような態度で行政的にはやつておるわけでございます。したがつて、先ほど大臣がお述べになりましたように、将来学校建築をできる限り鉄筋化していきたいという趣旨でございませうので、最近のいろいろの災害の場合にも、できる限り現地の学校の実情に即して、これを改良復旧で見えていくということでございますが、ただしこれは全壊、半壊等の場合でございませうので、今回の場合におきましても、大阪府下の市町村につきましても、全壊、半壊のところでは、そういうところがあれば、具体的な個々の学校の問題としてわれわれとしては考へていきたい、かように考へておるわけでございます。

○荒木正三郎君 私は、そういう行政的な措置によつて問題が解決されるように、一つ御努力を要請しておきたいと思ひますが、しかしこの改良復旧については、なお問題があると思ひます。それは激甚地に指定されている地域であれば、いわゆる原形復旧ということとは認められておるわけですが、ところが激甚地指定以外の地域において改良復旧する場合に、基準坪数というのがあつて、それに引かかつて原形に復旧できない、原形の坪数を確保することができない、こういう問題があるわけなんです。これも市町村の悩みの種であります。そういう点については、これを救う道がないのか、どうか。

○政府委員(福田繁君) その点につきましては、現行法では、この復旧事業を行ないます際に、生徒一人当たり幾らという基準があります。したがつて、その原形が、その基準を上回る場合におきましては、一応原形ではなくて、その基準までの面積を復旧すると、こういう建前になっておるわけでありませう。したがつて、原形と基準で算定した坪数との差が出る場合がございませうが、しかし学校によりまして、今申し上げましたように改良復旧もできるようなつております。特に特別の事情のある場合におきましては、特認という制度がございまして、特認によつてその基準以上を上回つてこれを復旧することができるようになつておりますので、救済方法としては道があると思ひます。

○荒木正三郎君 激甚地指定区域以外の復旧について、改良復旧の道もある、それから原形の坪数を確保する方法もないではない、こういう答弁があつた、そこでこれらの方途を十分生かしていただくかと思ひます。問題は、これを十分生かして、その地方の要請にこたえて実施できるかどうかという点にあると思ひます。これは大蔵省当局の査定によつて、かなり私は困難が予想されるのじゃないかと思ひます。私は、文部当局がみずから進んでこれを押さへようという考えはない、むしろ、できるだけよいように、もつていきたいというお考えがあることはよくわかりました。けれども、大蔵省

關係の査定等があつて、實際問題としてはなかなかむずかしいのじゃないか、こういう点を考へるわけなんです。ですから、これは文部大臣におかれても、この点は十分私は御努力をお願いしたい。こういうふうに考へますので、強く要望しておきたいと思ひます。

それから、もう一つの問題は、応急工事に対する補助の問題です。今度の法案を見ますと、応急工事に対する補助ということとは考へられていないわけですが、しかし今度の第二室戸台風は、これは水の被害と同時に、学校等では非常にかわらなくさん飛んだ。かわらな確保できないということが大きな問題になつておりましたが、そのために各学校では応急にトタン板を張つたり、いろいろの工夫をしておりまして、こういうものに対する補助というものも考へられていないという点ですね。私は当然これらは考慮すべき問題のように思ひます。この点をひとつ……。

○政府委員(福田繁君) 事務的な点でございまして、私からお答え申し上げます。おっしゃる通りに、今回の台風は風の台風でございまして、屋根を損傷した学校が非常に多いのでございませう。したがつて、放置しておきましますと、そこから雨漏りが来まして被害がますます大きくなるというやうなことがございませうので、文部省として、各府県の教育委員会あるいは市町村の教育委員会に對しまして、応急復旧工事について指導いたしましたのでございませうが、今まで一般的には応急工事費は補助の対象になつておりません。したがつて、それについていろいろ大蔵省とも折衝したわけでございますが、具体的に、各省で応急復旧工事をやつた所とやらない所とあるわけでございますが、そういう具体的な応急工事をやつた内容あるいはその経費等につきまして、査定の際に、十分これを現地で勘案する、こういうやうなことで、具体的に今おっしゃるやうな屋根の応急工事というやうなものは、今回の査定の際に取り入れていくという方向で大体話を進めておるわけでありませう。現在各学校の査定を実施中でございませう。

○荒木正三郎君 今の答弁で、大体応急工事についても査定の際にこれを認めていく、こういう方針であれば私はそれはけっこうであると思ひます。これはひとつぜひやつてもらいたいと思ひます。

あまり質問が長くなるといけませんので、要点だけを申し上げますが、私立学校の場合は、激甚地に指定された区域の学校の損害に対する復旧については、二分の一をのみ、こういうことになつております。しかし激甚地に指定されていない地域については何もみない。これは公立学校の場合は、激甚地に指定されているところは四分の三、指定されていないところは三分の二、こういう補助率です。ところが私立学校の場合は、二分の一とゼロ、こういうことになつておるわけですが、これはどうもあまり極端ではないか、こういうふうに私は考へます。

○国務大臣(荒木高壽夫君) 御指摘のとおりで、一見斷であるように見えますけれども、基本的なものの考え方、私学というものは、経営上の財政措置についてのみ自主的にやるというのが建前だと了解されて、今日まで

ております。ただ被災地のごときは、公共性を持った学校施設が一挙にして被害を受けたのだから、ほんとうの特例として、公立の場合よりは率は低いのですけれども、国家的な援助の手を差し伸べよう、例外的なものとして取り扱うという概念で参つておるわけでありました。したがって、国の助成という角度からはゼロであります。もちろん私学振興会を通じての復旧のための資金の融資というものは考えられるわけでございます。形だけを見ればまさしく御指摘のとおりで、そう言えると思ひますけれども、根本的なものの考え方を立ててからでない限りは、当面いたしかたのないことだ。これまた恒久立法的に考えます場合には、災害の場合に限り特別の考慮を——国立、私立との基本的な相違がありましても、災害なるがゆえに共通概念として取り上げるという考慮があつてしかるべきではなからうかと、私は思つておりますが、思つておるだけでございまして、今後の課題として検討させていただきますか。

○荒木正三郎君 公立の場合と私立の場合とは、復旧対策が異なつてくる、こういうことは私も了解できます。しかし私立についても災害復旧について国のほうでめんどうをみていく、こういう方針になつてきているのですから、そしてこの特別立法では、二分の一の補助をしよう、こういうところまで進んできているわけですね。そういう考えから言へば二分の一とゼロということはあまりひどいじゃないか、私はこう思つておるわけです。この点は、なお私は検討してもらいたいと思ふのです。その他に、融資等に

よつて復旧は考えているのだ、こういうお話ですが、しかし私学振興会に対する融資の原資となる金、これは当然ふやさないかと思ひます。そういう災害があつたのですから。それの特別な融資が必要になつてくると思ひます。そういう関係から私学振興会に対する融資の原資となるべき金融、私学振興会にそういう金をやはり対策用として若干でも考慮すべきである、今度の場合は全然なされてない、そういう点どうでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) お説のようなことは内部では一応検討はして見ましたが、運用上は一応支障がないと、こう考えまして、特別の資金増額等は措置いたしておりません。実際問題としては間に合ふようであります。○荒木正三郎君 文部大臣のおっしゃることであれば将来実施してみても必要があれば、そのことは考慮される。こういうふうにとつてよろしいですか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) そのとおり御了解いただいてよろしいと思ひます。○荒木正三郎君 次に、国立大学の問題について若干御質問いたしますが、京都大学それから大阪大学等において相当の被害があつた。特に大阪大学においては重要な実験施設が地下にあつた。そのために浸水をして非常な損害を受けた。こういう事例があつたのです。この問題については私は、大学当局の意見はまだ聞いておりませんが、けれども、そういう被害を受ける危険なような地下に重要な実験施設を置いておくというところは避けたほうがいいんじゃないかと思ふのです、私の考えで

は。多少の水害があつても安全な場所には重要な実験施設というものを作つておく——この被害を受けた際にそういう考え方はできないかどうか。私はそうすべきであるというふうに考えるわけなんです。どうでしょうか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 今後の問題としては一つのお説だと思ひます。具体的には今度の第二室戸台風に関連して考えれば、これは一般の施設と同じような考え方になります。先刻お話が出ておりましたように防潮堤が十分高潮の被害を防いでくれるであろうというところに依存しておつたがゆえと思ひますけれども、そういう重要な施設を地下に置いておつたならば、地下に高潮が入つてこないようにというところが設備的に一応考えられておるとするならば、大した経費をかけないで、できておつたであらうというふうに、まあ想定されるわけでありまして、これはまあ防潮堤の施設をどうするかというところと相関関係ではございますが、それほどもで眼光紙背に徹して——起こるかもしれない高潮被害に対するあらゆる対策は、実際は考え得られなかつたとは思ひますけれども、防潮堤の今後の改善とあわせて、再び同じことが起こらないようにすることは、ちよつとした方策をもつて可能ではないかと想定されるわけでありまして、まあこれは、しろうとの想定でありまして、いささか行き過ぎの点があるだろうと、自分で思ひながら申し上げていくわけでありまして、差し向きの現実の問題としてはそういうことも一応連想される。さらに今後としてはお説のようなくとも配慮されてしかるべきで

はないか。一つのお説であると拝聴いたします。

○荒木正三郎君 これはひとつ、まあ大学当局の考え方もあると思うのですが、多少お金がかかってもこういう恒久的な施設ですね、これはぜひひとつ、今の問題を検討してもらいたいということを要望しておきますが、同時にその復旧については授業に差しつかえる、研究に差しつかえる、こういう問題が起つてくるのでありますから、復旧計画というものはひとつできただけ短い期間に完成できるようにしてもらいたいと思ふのですが、こういう点についてどういふ計画になつておるか。

○政府委員(福田繁君) 大阪大学の被害についてでございますが、当初非常にこの被害の金額の査定等に大学当局も戸惑つたくらいに大きな金額でございましたが、要するに建物はその大きな金額に上つておりせんけれども、おっしゃる通りに病院の地下の各種の設備、あるいは理化学部の非常に貴重な設備、こういったようなものは相当やられておりますので、これについては至急できる限り完全な復旧をやらなければならぬと考えているわけですが、それにつきまして大学当局といろいろ打ち合わせをしておりまして、十月の六日ごろから現地査定をやりまして、大学当局の希望も十分聞いたのでございまして、大学としては、この理化学部関係のいわゆるサイクロトロンその他低温関係のいろいろな設備等は、これは相当復旧につきまして、日本でできないようなものがございますので、相当日にちがかかるというふうなことも言つておりました。大体この理

学部あるいは病院の設備の中で、至急とりあえず復旧しなければならぬもの、そうでない相当日数のかかるものとえり分けまして、そして三十六年度と三十七年度にわたつて、これをできる限りすみやかにやりたい、こういう計画で話し合つていく最中でございます。

○荒木正三郎君 大学関係はこれでやめておきます。もう一点、今度の災害で児童、生徒、学生等に死傷者が相当数出ておりますが、この児童の負傷等については、学校安全会法でこれに対する措置がとられておるわけですが、しかし、これは学校教育に關係のある場合に適用されるので、今度のような風水害については、自宅においてそういう負傷、死亡等の事故があつた、こういうことについてはほとんど何ら救済の道がない。やはり学校安全会法の趣旨から言へば、こういう風水害において犠牲になつた児童、生徒等についても、私は何らか考慮する必要があるんじゃないか、こういうふうにかゝるわけなんです。この点、文部当局として、どういふ考えをもつておられますか。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 特別に具体的には、今の御指摘の点について考え、結論を持つておるわけではございません。まあ即席の答弁でおそれ入りますが、学校安全会の趣旨は学校教育に關して御指摘のとおり設けられた制度だと思ひますので、学校教育と目されない、家庭の責任に帰すべき事情のものにおいて、災害が起つたときには、制度論としてはいいかがであらうかと一応考えるわけでありまして、ただお

話のとおり災害のときに限りどうするかという問題は、検討すべき課題も幾分含んでいると想像されます。そういう天災地変、災害等の場合には、当然学校に行くべかりし者が学校の指令によって家におれと言われた場合もございまいし、その他類似の事例は想像すればいろいろあり得ると思えますから、家庭にいる、学校にいるというところは、安全だ、危険だという角度からのみ一応見れば同じだと判定さるべき場合もないではなからうと、一応想像するわけでありまして、そういう意味でどういふ関連を持つてであらう。

制度論として合理的な、そういう場合を救い得るはつきりした限界線が作れるかどうかということを中心に検討してみたいと思えます。

○荒木正三郎君 まあ以上で、大作文教関係に対する質問を終わりたいと思ふのですが、事、教育に関する問題ですから、この災害復旧はできるだけ迅速に非常な努力を願って教育に支障のないように、文部大臣の格段の御努力を要請して、文部当局に対する質問を一応これで終わります。

運輸大臣、見えていますか——気象関係について運輸大臣に質問したい、こう考えているのですが、気象情報の入手の問題です。われわれが聞いておるところでは、まあ外国関係からの援助としてはアメリカの航空隊、航空機による情報を得ておる、こういうお話です。その他は日本の内地のレーダー、あるいは船等によってそれを得ている。日本の台風の場合は大体と言つても、全部が南方に発生している、しかも速報の地に発生しておる、こういう点からアメリカの航空機に頼るの

もいいと思ひますが、しかし南方地域に所在している国々との間に、こういう台風情報の交換というところ、まあ適当ではないと思ふのですが、入手の方法について実際上どういふことになつてゐるのか、こういう点を承りたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤昇君) 南方諸国との気象関係の通報の状況につきまして、気象庁長官から詳しく御説明申し上げます。

○政府委員(和達清夫君) お答え申し上げます。国際的な気象情報の交換は世界気象機関のきめるところによつて行なわれております。日本は世界各國、少なくとも世界気象機関に加盟してある国の資料は全部入手できるわけでございます。御指摘の南方諸国は、ほとんど全部世界気象機関に加盟しておりますので、支障なく入手できております。ついででございますが、世界気象機関に加盟しておらない中国大陸等も現在は支障なく入手できておる状態でございます。

○荒木正三郎君 今の答弁であります、大体気象関係の情報のについては十分な情報が入手できると、こういう状態にあるというふうに考へてよろしいかどうか。そういう点明らかになつておいてもらいたいと思ひますが、その次に内地におけるレーダー網ですね、私はこれは新聞等で見たのですが、室内に設置されているレーダーは非常に性能がいい、高性能、こういうふうに書いてあります。レーダー網の性能の問題ですが、どの程度の性能のものが日本には配置されておるのか、こういう点についてあわせてひとつ。○政府委員(和達清夫君) お答え申し

上げます。現在施設されておりますレーダーは全国で七つございまして、本年度建設中のものが二カ所ございまして、これらを通じて大多数のものは、その波長が五・七センチメートルでございます。大阪のものが三・二センチメートル、室戸岬のものが一・〇・九センチメートルであります。この波長を、どういふのを使うのがよろしいかというところは、目的次第でございます。近年のレーダーの技術の発達では、割合に波長が長いほうが有効であることがわかつて参りました。したがつて、大阪の三・二センチメートルが少し短いのではないかと、室戸岬は特に台風のために設置いたしましたので、長い、一・〇・九センチメートルの波長を使いましてののですが、これは非常にその結果においてよろしかった次第であります。なお到達距離は、これらを通じて三百キロメートルないし四百キロメートルでございます。

○荒木正三郎君 これは運輸大臣、なんです、災害で非常に莫大な被害をこうむつておるのに、レーダー網の整備等に要する予算、こういう費用は少なくしてはいけないと思ふのですが、まだ今お話を聞くと、レーダー網の設置についてもまだ十分でない。性能に ついても、だいぶ劣つてゐるものもある、こういう現状ですね。これは一つ早急に整備してもらいたいと思ふのですが、どうでしょう。

○国務大臣(齋藤昇君) レーダーの機能も年々科学技術の進歩でよくなつて参つております。したがつて、当初に設置いたしましたものよりも、だんだん新しいものほどいいものができるといふ状況になつて参つております。ただいま気象庁長官が申し述べましたように、本年度二カ所設置をいたす予定になつておりますし、来年度予算におきましても、さらに三カ所予定をいたしておるわけでございます。これで大日本全国の台風とか、あるいは長距離を見通すレーダー網の設置が完備し得るわけでございます。そのあとは地区的の狭い範囲をキャッチできるレーダーを設置して参りたい、こう考へておる次第であります。これにつきまして、相当の予算を要しますが、大蔵省に対して十分努力をして獲得をいたしたいと、こう考へております。

○荒木正三郎君 台風が発生した場合に、非常に遠い所において発生をしておりますが、比較的早く報道されるわけですが、近い、真上に來てからの報道が、ときによつて狂うという場合がある。これは近距離のレーダーについての設備が不十分であるといふところから來てゐるのでしょうか。

○政府委員(和達清夫君) 近くに來ますと、少しの進路の違いも非常に重大なことになつて参りますので、近いほうが精度はよろしいのではございませうけれども、要求の精度のほうがそれに上回つて高い精度を要求されるために、近い所は非常に結局むずかしいといふことになるのでございます。それで、それをうまくやりますには、ただいま申しましたレーダーが主要な役目をいたしておりますが、レーダーはときによりまして雨が強く降りますと、遠くが見えにくいか、いろいろな条件がありますので、できれば二重三重にこういう施設をしていきたいといふことが一つございまして、もう一つは、レーダーは万端ではもちろんございせんので、台風が近くに近づきますと、しばしばくずれることがございまして、この点は機械の性能をよくする一方、別のたとえば気象観測機を合用する。また、その方面のレーダーの観測をいかに使つかうという学問的の進歩といふものと、あわせ考えなければならぬと思ひます。

また、おそれ入りますが、先ほどの南方の資料のことを少し繰り返さしていただきます。先ほどのお答えは、現在観測している資料は、資料を十分入手していると申し上げたのでありますが、わが国の台風に対しては、南方の資料をもつとはいへないわけでありまして、この点につきましては南方の資料を獲得する方法については極力努力いたして参りたいと思ひます。

の諸君の間にも、年々歳々の莫大な損害を受けている台風、これについて科学的研究が十分行なわれていないのではないかと、こゝういふ議論がありました。私も大賛成です。このために相当な研究施設をして、やっていくということがむだかどうか。私はむだでないと申すのです。台風自体に対する研究というものが、その予算においても設備においても、ほとんど行なわれていないのではないかと。極端なことを言えば、自衛隊を作るよりも大事だと思ふ。相当な予算をかけて、この研究をしていただけないか。いやないかといふ考えを従来から持っているわけですが。そういう点について長官の専門的な立場からの意見を承っておきたいと思ひます。これは率直な見解を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 現在の科学の進歩から申せば、台風に対して、何か人工的に調節と申すとは不可能ですが、手を加えるといふことは可能であると思ひます。伊勢湾台風のことにも、そのことが真剣に討議されました。気象庁の気象研究所におきまして台風研究部というのでございまして、そこにおいてそういうふうな研究を始めていたしております。しかし、この問題は何分にも大きな自然現象に対して人力がいかに作用するかという問題であります。そのために可能性はありまして、そう急にこれをどうするといふ段階には十分なる研究を積み、試験を行なつて達成するものでありますので、その基礎からいたさなければなりませんので、現在基礎の調査をいたしておる段階でございす。なお災害基本法の案にも、その

点につきまして研究を大いに進めるべきであるといふようなことが書かれておつたと思ひます。なお現在のその方面の世界における研究につきまして、私の知る範囲では、米国においては三回ばかり直接台風に対して試験を試みております。その方法は人工降雨に使つたのと同じ原理によりまして雨の降り方を変えます。そして台風がどういふふうな形を変えるかという部分的の試みをいたしておるのであります。三回はやりまして、一回はその影響を認められるといふような報告を受けております。

○荒木正三郎君 今、長官から研究の次第によつてはなんらかの効果を上げることが不可能ではない、こゝういふ意見が述べられましたが、これについて運輸大臣にも私は予算の方面から協力をしてもらひ、そして、そういう研究が十分できるように、ひとつ配慮をお願いしたいと思ひます。これだけの大きな被害を受けておるのに、その予算はまことに微々たるものであります。まあ気象関係に従事する人々の労働条件等、私はいろいろ言いたいことがありますが、私にしろ、この際、一括して、もう少しこの問題と取り組む努力をしてもらふように関係大臣である運輸大臣にひとつ要望をしておきたいと思ひます。これで、気象関係についてはまだ質問の方もございすから、私その点だけを質問をして、私としては一応終わります。

○藤田藤太郎君 私は、この気象の関係の問題について運輸省、気象庁の長官にお尋ねをしたい。

先日、私が要求いたしました資料をこゝへいただいたのでございす。大

体、最大瞬間風速と最大風速統計が全国的にどう出ているわけでありすから、これはこれで正確なものだと私は理解をするわけでありす。問題は、私は、たとえば建物の場合ですね、これは建設関係の立場からおやりになるのかどうかかわりませんけれども、私は気象の関係であると思つてお尋ねするわけですが、たとえば木造建築の場合、どの程度の風が吹いたら倒れるか、これはなかなかあるのがむずかしいけれども、たとえば鉄塔なんか、東京タワーは何メートルの風に耐え得るか、高圧電線のあの鉄塔といふものは何メートルの風速に耐え得るか、電車の両側に立っている架線の鉄塔といふものは何メートルに耐え得るかといふことは、おのずから私はある程度の風速に耐え得るといふことによつて立っているものだと、私は思ふのであります。だから気象庁はそういうことをお調べになつてゐるか、お聞きしたい。

○政府委員(和達清夫君) 私どもは自然現象をはかることを任務といたしております。もちろん、それがどういふ災害を起すかといふことも関連して任務と考えておりますが、それらの施設がどういふ風速に対して計画され、行なわれているといふことは、それぞれ施設の設計がそういう計画において厳密なる設計をいたして立っておるものであります。それぞれ施設の設計が隣りあ

るいは平均風速に対して計画されておるものと思ひます。

○藤田藤太郎君 そういたしますと、気象庁のほうではおのおのの建造物に對する風速に耐え得る限界といふような問題は所管外であるからわからぬ。これはそうすると建設省になるわけ

でしょう、建設大臣、それじゃどうも何ですが、たとえば今私がお話を申し上げておりましたように、建造物の、または鉄塔その他の風速に耐え得る限界といふものをどの程度見ているか、たとえば東京タワーですね、ここにあるテレビ塔、それから高圧電線の鉄塔、それから電車のたとえば、鉄塔、木造のやつはのけますが、これがどの程度の風まで耐え得るといふことで作つてあるかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 専門的な計算等私よく存じませんが、大体予想される暴風、洪水等に対応できるだけの計算をいたしました設計でなければ、ものによつて許可をする権利者、あるいは管理者が違ひますが、許可官庁においては許可をしないはずであると思ひます。計数等につきましては必要に応じて事務当局から御説明を申し上げ

ます。

○藤田藤太郎君 事務当局からお願ひします。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま担当の住宅局長が、今いたんでありますが、何か用事のために出たようでありますが、すぐに参りますから、後刻適當な機会に申し上げたいと思ひます。

ただこれは、建設物につきまして、建築基準法がございすから、この基準法にのつとつてやらしてありますので、危険はないようにできておると私どもは確信をいたしております。ただ、どのくらいの風速を最大限の算定基準にしてゐるかといふことにつきましては、後刻御説明を申し上げます。

○藤田藤太郎君 それじゃ後刻聞くことにいたします。

私の聞いてゐる、教えられてゐる風速に耐え得るといふのは、おのずから歴史的な限界がある、たとえば第一室戸台風、昭和九年のときは六十メートルの最大風速を記録して、あとは風速計が飛んでおつたといふ——大体同じコースでありますけれども、紀伊水道から入つて大阪から京都に抜けた。そのときに、それじゃ何が持つたかといふと、大阪、京都の例を見ても、と、あのときには、一番目に立つてひどかつたのは、大阪における鉄塔がみな倒れた。それから京都のあの山の木が全滅した。沿線は申すに及ばない状態である。だから、その風に耐え得るといふ格好で、たとえば電車の鉄塔をこしらへる、または高圧電気の鉄塔をこしらへられる。東京タワーもそういうものを限界にしてこしらへられたと思ひます。だから、それが何の基準もなしに建築許可がされてゐるといふなら問題だと私は思ふわけですが、そこで今度の風は、最大風速を見ましても、大阪で五十メートルですね、京都に至つては、この京都気象庁が出してゐるのは瞬間風速三十四メートルと書いてある。特別に添書が出て参つておりますが、一番高いときには、風速東北東の風三四・三メートルと書いてあります。これを気象庁長官にお尋ねしたいのですが、この風速計といふものは実際に限られた所にある、学校なんかには風速計は教科用に使つておられるところがあるのですけれども、しかし京都の南、あの盆地に吹いた風といふのは、電車の鉄塔がみな横になつてゐる、みなとはいひませんが、横になつてゐる。それから高圧鉄塔が十何本飛んでしまつておる、根こそぎに。だから三

十四メートルの風では私は飛ばないと思う。ところが京都の風速は三十四メートル、だからその中心がどこを通過して、中心から周囲がどういう具合になっているかという問題、こういうことを考えますと、私は、気象庁は、台風というものは、私もしろうとだからわかりませんが、私ども、大田大阪で五十メートルが入ったら、少しその気圧が下がるか上がるかしても、大体の風は、そのような風で、ずっと流れていくという工合にわれわれ常識的にはそう考える。ところが事實はそうでない、今のような現象が起きている、調べようがないということですね。京都の気象庁は北の端ぐらいのところにありまして、今度の風から見ればむしろ中心よりか風の進む方向に向かって左のほうの中心ぐらいになっていたんじゃないか。だからそういう意味で風がないところで、京都の風はこうなんだということ——それじゃその風のよってきている奈良——ずっと盆地が続いているわけですから、奈良のほうに向かってどうかというと、奈良の平野はそう痛められていない、京都も京都市内のところまでくるとほとんどそんな風はない。むしろかわらが飛んでいることは、三十メートルや四十メートルの風ですからそれはありますけれども、その一角だけに非常にひどい風が吹いているわけですね。だから台風概念として、こういうことがあり得るかどうかということを気象庁長官にお聞きいたします。

○政府委員（和達清夫君） お答え申し上げます。風というものは地形によって非常に差異を起こすものでございまして、この風があらゆる場所において

どういうふうに吹いていくかということとを測ろうとするならば、実にたくさん観測所を必要とするわけでありす。現在気象庁におきましては、気象台、観測所あるいは特別に作られたそういう観測所以外の資料がございせんので、そういうような複雑な風の分布に対しては十分な資料を得ることができないのがはなはだ残念であります。なお台風というものは中心ほど大気風が強くっておるんであります。その中心にいけますと目というものがあまして、風のないところがある、そういうような複雑な構造をしておりますために、京都が少なかったのはよく調べてみないとわかりませんけれども、一種の目のような、風の少ないところに当たっておたと解釈されるんじゃないかと思えます。その証拠には、奈良のほうへ行きますとまた強くなっている、その途中において一番強いところがあったということも十分考えられるところでありますし、それに地形が加わりますれば、相当強い風が吹いたであらうということも想像されるのであります。なお風は地形と申す上に、高さによって非常に強さがまた違っておりまして、室戸岬で平均風速七十四メートル、瞬間八十四メートル以上吹いている、これはまだ十分、あまり強いので機械その他を検討しておりますけれども、ともかくもこういう値が出たということは、われわれ今まで一度も観測したことがなかったほどでございます。もちろん室戸岬はその場所そのものの地形と、この風力計の置いてある位置がまた非常に高いというところから相当強い風の吹くことと考えられますが、要するに強い風とい

うと御承知のように息をしておりまして、この風の息というものの詳しい構造を測るということがまた一つの問題でありまして、その息の中に非常に強い風もまざり得ることもございますし、またその息によってただ風速何メートルというのではなくて、どういう風が吹いたりやんだり、あるいは瞬間的に吹いたというようなことで、建物との相関関係がございまして、簡単に何メートルの風だからこの建物がどうだということではなくて、そういう建物を建てるときに設計者が非常に考えておるところであります。一方そういう強い風に対するこまかい構造を知るということがわれわれの任務でありまして、私もその点十分にまだその測り方から初めまして、観測網を十分にするということにつきましては目下大いに研究もし、できるだけ早く一般の方に役に立つような観測をいたしたいと思っている次第であります。

○藤田藤太郎君 昭和九年の室戸台風のときの調査されたものがございいますか、地域的に、日本は開闢以来の風が吹いたのですから。

○政府委員(和達清夫君) 室戸台風のこの前の台風でありましたが、このときにはそのときの調査の及ぶ限りの詳しい報告書が出ておりますし、また被害を受けた方々のほうからも報告書が出ております。そのときに、先ほど御指摘ございましたように、大阪気象台は鉄塔が倒れまして、この鉄塔が運悪く観測の塔の上に倒れたために、最大風速は瞬間六十メートルぐらいであろうというところで観測が終わっているわけです。その当時はまだ機械も発達しておらず、なかなかその当時の記

録からは、平均風速のほうはまだ見当がつきますけれども、瞬間風速に至っては、六十メートル以上であらうというだけで、詳しいことがわからないのは非常に残念であります。

○藤田藤太郎君　そこでお尋ねしたいのですけれども、たとえば京都ではそういうことをはかつておりませんが、大阪では第一窓戸のときには九百五十何ミリバール、第二窓戸のときは九百三十四ミリバール、むしろ気圧が今度のほうが低い、風はこの前のほうが強かった、私は、こちらあたりは気象庁に十分にこれから検討していただかなければならぬ問題ではなからうかと思うのです。あの一貫した流れの風の通ったところに、十分な気象観測というものができていないというところに、私は問題があるのではないかと、こう思うわけであります。だからたとえば九百五十何ミリバールで大阪の堺からあそこらの電車の、がんじょうな鉄のなにかが倒れているわけですね、今度は倒れていないで、京都の盆地の一角だけが倒れている、これは不思議な現象だと私は思うのであります。しかし、世の中に発表される問題は、京都は大したことはなかったのだということで、事がもう済んでいるわけですね、私はこれでいいのかどうか、こういうのが政治のうまみとは私は考えられないと思うのです。だから当時大阪、京都の風の通らなかった家でも、みんなぐらぐらで建て直さなきゃ住めぬという状態です。京都の南の今度の状態も私は同じような状態——今のところ個人災害に対してめんどろみというところまで、全体では踏み切られていない。結局、家へ入ってみても住めないから、どんどん壊れるという現象が至るところに

ございます。ところが京都は風は大したことはなかったのだ、三十四メートルということだけで事が済んでしまうわけです。気象学的にいって、私はこれでいいのかどうかということを、非常に不安に思っているわけでありま
す。それは今長官が言われたように、私は第一室戸と第二室戸の関係をみていた
だいて、十分な、きめのこまかい検討をされて、風がどの程度、どう来たか
ときにはこう、こういう場合はこうであ
る、こういう場合はこうであつたとい
うようなことを、私はでき得る限りに
国民に知らせてあげるといふ処置をと
らなければいかんのではないか、こう
思うわけです。東京タワーは何メート
ルに耐えるかしりませんけれども、も
しも、あれが倒れたら、あの周囲どち
らに倒れるにいたしましたも、相当な被
害になると私は思うのであります。密
集地になるほどそういう被害がある。
今度の風で——高圧線の鉄塔という
のは何メートルぐらいありますか、高
いのは百メートルぐらいあると思う。
それが根こそぎ十何本二列に、関西電
力の電線が四本ある中に、びしゃつと
倒れてしまった。むろん山林は根こそ
ぎいつております、その風に当たつて
いるところは。そういうことであるの
に何ら処置がされていない。家がぐら
ついていても、トタン屋根でもかわ
らのかわりに張つておけば、これで終
わりだということなんであります。そ
れはそれで済んだことでありますから
ら。しかし今後の気象通報の国の処置
でございますけれども、私はこういう
風、風によって、また地域やそれから
立地条件によつて風が強くなつたり弱
なつたりするといふ経験もだいぶあ

ることですから、もしも東京にあれば、
らひの風が吹いたとしたらどうなるか
という、私はたいへんなことになる
んじゃないか。高潮対策、これもたい
へんなことではありません、立つ
ているものがあつたふりについて、次
から次へ倒れていくことになる
ば、これまたたいへんなことではな
いか。そういう意味で、私は全体の気象
通報がずつと来ることは外国の協力を
得たり、それから海上でうまくとらえ
て通報されることも大事でございま
す。そういう風が吹くんだ、どうい
う工合になるんだという経験なんかは
十分にきめのこまかい調べ方をし
たい。私は住民に知らしていただ
きたい。単に紀伊水道から京都、大阪
だけの風だとは言えないと思うので
す。これはどこでも風が吹くのです
から。だから、そういう点は十分や
つていただかないと住民の不安とい
うのは非常なものでございませう。し
かし、これも処置のない問題なんだと
われわれも思ひます。将来、こうい
う被害を受けた所は何か政治の面
で直していかなければならぬと思
います。気象庁は、単に、京都のあ
の盆地で、京都のあの北のほうの
気象台で調べておつたら事足りる
んだというところでは、私は話にな
らぬのじゃないか、こう思う。だ
から将来、今までの経験や歴史か
らいつて、やはりそういう風速計を
持つて対策を立てられるお考えが
あるのかどうか。これはひとつ予
算上の問題として大臣からも御意
見を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) まことに
お話の通りでございまして、要する
に観測網のこまかさの問題でござ
います。現在気象庁におきましては、
雨に對しては非常にこまかいよう
に漸次進みまして、山の中までも
そのような設備を持つて参つたこ
とは御存じのとおりであります。が、
気象庁の仕事が災害に密接に関係
づけられて、今日におきまして、風
につきましても地形の影響その他非
常に場所によつて違ふものでござ
いますので、十分実際の災害防止に
役立つこまかい観測網を置くこと
も必要であらうと思ひ次第であ
ります。

先生が中心に調べておられるそ
うであります。先生が、日本でもど
こでも風が吹いた、本土に入つた
非常に強い風といふのは第一、一
室戸と第二室戸ではないかと思つて
おります。ほかにも風は来てお
りますけれども、極端な風はそう
じゃないかと私は思つておるわけ
です。それから、第一室戸の風が
どういふ工合に吹いてどういふ
工合に、第二室戸の風がどういふ
工合に、いつてどういふ工合にな
つて、早い機会にひとつ発表して
いただきたい、これをお願いして
おきたいわけですが、よろしくご
ざいます。

○政府委員(和達清夫君) 承知いた
しました。
○藤田藤太郎君 それからもう一
つ、今度は気象観測の問題です。け
れども、今、日本の気象観測はア
メリカ軍の飛行機が何カ目に入
つて観測する、かといふことを
伝えられておるのです。が、実際
上はどういふ工合になつてい
るか、台風の観測。それから、海
上の観測は船を出して観測して
おられるのであります。将来、飛
行機による観測をやつていくとい
うおつてもあるのかどうか、より
的確につかむために。そういうこ
とについて気象庁の長官の御意
見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(和達清夫君) 現在、米
空軍の航空機による台風の観測が
行なわれ、その資料が気象庁にも
参入すること、御承知のとおり
と思ひます。航空機による台風の
観測は非常に有力なものでござ
いますので、わが國の手におい
てこれを行なうことは非常に大
切なことだと思ひ、その実現に
對して検討をいたしております。た
だ、何ぶん費用のかかる点等ござ
いますので、現在、気象庁の一般
的基礎的業務の整備というこ
とを今極力いたしております。こ
の飛行機の観測を今検討いた
しておりますが、まだ来年これを
行なうというふうには今いたして
おりませんが、この検討を終わ
りまして、さういふ方法で何と
なるか、今度の実施に向かつて
努力いたしたいと思ひます。
○藤田藤太郎君 要望してお
きます。航空機による観測が非
常に効果が上がつていくとい
うなら、日本も技術があるわけ
ですから、日本の運輸省、気象
庁の直轄としてさういふもの
を作りたいと思ひます。さうい
ふことをやるほうがいいと思
ひます。さういふことをやる
のか、どうですか。

○政府委員(和達清夫君) 現在米
空軍でやられておる、資料はき
ておるのでもございます。さあ、
やはりほしいときに自分の自由
にこれをするという点に差が
ございませう。また米國も長
くこれをやるかどうするか。も
ちろん突然やめるということ
はないに話し合ひをしてござ
います。さういふ点を考へま
す。この飛行機観測は日本の
手でやるべきものと思つて
おります。先ほど申し上げた
ように、現在の科学の進歩とい
うものは非常に盛んでござ
います。さういふ観測とい
うものに対する手段がいろいろ
出ておることも御承知のと
おりであります。また、この
飛行機も非常に性能のいい
ものでございまして、はた
して國産でやるかどう
か。またその技術の問題、
安全性の問題もございま
す。気象庁の予算に比
べますれば、これを完全
に行なうことは莫大の経費
に要するわけでありま
す。それに比べますれば、
現在気象庁が非常に悩
んでおる、まだ基礎
的な観測設備、人員の
充実、研究を十分
にやるといふこと
で、まだまだやら
なければならぬ
ことを、計画を持
つてやつてお
りますので、それ
を少なくとも優先
にいたしまして、
飛行機のほうは、
今検討して実
現をいたしても、
訓練期間その他
ございまして、今
からいろいろの
準備をいたして
検討して、さう
いふときに、な
お最善の方法
であるとい

ることになりますれば、これを実行いたしたいと考えております。

○藤田藤太郎君 長官、お尋ねいたしますが、あなたの今のお話を聞いておきますと、そういう問題をやるまでの基礎的な整備がまだ十分にできていないというお話でございます。そのできていないのは、何故原因してきていないのでありますか。これは、日本は、昔からアメリカのハリケーンとあわせて、日本の台風というものは、もう今の国民の中で、戦後といいますが、台風というものがおそろしいものであるということ、そういうものは的確にやはり把握して、われわれ難を免れたいという、この希望というものが全国民に私はあると思うのです。

ところが、そういう基礎的な条件がまだできていないというなら、私は少し政治上の怠慢ではないか、行政上の怠慢ではないかと、こう思う。結局、予算処置ができていない。十分にないからできないということに帰着するのではないかと思うのですが、どうでございますか。

○政府委員(和達清夫君) 台風の飛行機観測というものは米空軍が行なっておるのみで、なかなかこれはむずかしいものであります……

○藤田藤太郎君 いや長官、ちょっと待って下さい。私が今申し上げたのは、飛行機の観測の問題はさっきお話がありました、それまでに基礎条件を整えることがまだできていないとおっしゃいましたから、気象の把握その他の一般行政、そういう問題です、そういう基礎的な問題も今でもできていないという、その欠陥はどこにあるか。予算処置が足りないかどうかとい

うことを申し上げているのです。

○政府委員(和達清夫君) 申し上げます。私も戦後極力、気象業務を再建いたし、近代的施設を整えて、鋭意やって参ったつもりでございますけれども、何分にも施設につきましても、特に人員につきましても、なかなか十分にこれを整備することができず、五カ年計画をもちまして極力今推進いたしておる次第で、私もその方面の努力をもっとすべきであつたといふことは、私もここで認めたいと思つております。

○藤田藤太郎君 運輸大臣にお聞きいたしますが、大臣、今お話しのとおりでございます。だから、まあ大臣は就任されてからまだそう長く担当しておられないのですから、十分な答弁を求めるのは無理かも知れませんが、私も、毎年日本に台風が来る、その気象の把握や、気象行政の基礎条件すら予算的な措置によつて十分でない、その条件を整えることが先なんだというお話がありまして、私は非常に残念でございます。だから何とかやはりこれは大臣、池田内閣の力によつて、この気象の基礎条件をまず早くにやるというのには、産業経済の基礎ですから、これはどうなんですか。大臣、あなたの決意を聞きたいと思つて

す。

○国務大臣(齋藤隆夫君) 気象庁のやりまする気象観測をいたしまして、台風のみならず、全般的の、あるいは霜害その他いろいろな気象条件を的確に、しかも各地区的によく把握をするということにつきましては、気象庁長官も申し上げましたように、またすでに御承知のように、まだ必ずしもこれで十分というところには参つておりませ

ん。先ほど申しました国内のリーダー網の整備をするということだけにつきましても、大きな網のリーダー網は来年大体完成したいと思つておりますが、しかし各地区々々のこまかい点に至りますと、これは各府県に一つか二つぐらいはやはり必要だ、さうに考えます。また人員の面から申ししても非常に不十分でございます。本年度の気象庁の年度間の予算は四十九億、やつと五十億にならうとしておるわけでありまして、来年度は二十億上回る要求をいたしております。五十億の年間予算をさらに二十億ふやすということは相当な問題でございますが、ぜひこれは実現をさしたい、こう思つております。

なお、航空機による飛行機観測につきましては、気象庁長官が申しました意味の中には、そういう全般的なことでもやりたい、飛行機観測に全然関係のないものについても二十億ぐらい来年度要求しておりますが、飛行機観測を自身につきましても、これは日本の手でやるということにつきましては、飛行機観測をやることについてのいろいろな基礎的な調査、あるいは何といひますか、技術の研究ということがまだ必要である、かように申し述べておられます。私も防衛庁長官等とよりよく話し合つて、日本の手でやるという場合にはどういふようにやつたらいいか、こつちの相談をいたしておりますが、一応の概算の予算をいたしまして、基礎的な技術その他が整つておるといふ前提で今始めるといたしまして、設備費としては約二百億を要する、年間の維持費が約八十億も要するという状態でございます。したがいま

して、米軍が今その観測情報を提供してくれておりますので、したがつて、どちらが急務かと申しますと、国内の、国内と申しまして、飛行機観測以外の点を一日も早く迅速に整備をいたしたい。そして飛行機観測の点も基礎的にやれるように基礎整備を整えて参りたい。米軍の航空機観測を今のところ急速に打ち切られるということもありません。しかしまた、万一何らかのことでそういうことになりましたら、直ちにということには参りますまいから、そういうふうな気配になりまして、日本側でできるだけの準備を整えておく必要がある。かように思つてやつておるわけでありまして。

○藤田藤太郎君 金が相当かかるということ、怠るというふうなことはな

いと思つていただいても、熱意を持ってやつていただきたいということをお願ひしておきます。

それから建設大臣、先ほどの……

○政府委員(齋藤隆夫君) 先ほど御質問のありました電線、あるいは東京タワー、そういうものが、風に対してどの程度の耐久力を持つようにしておるかという御質問でございますが、電線につきましては、これは電気工作物の関係でございます。建設省の所管ではございません。東京タワーとか、ああいうようなタワーにつきましては、工作物ということで基準法の適用を受けているわけでございます。これに対する風の関係はどうなるかと申しますと、基準法の中では、第一一室戸台風のときに六十メートルという風速がございましたので、それを基準にいたしまして、それ以上に耐え得るもの、少なくとも六十メートルには耐え

得るものということで建築物の確認をいたしておるわけでございます。したがいますので、東京タワーの場合は、六十メートル以上の風速にも耐え得るような設計になつてゐるというふうに考へておる次第であります。

○藤田藤太郎君 どうも、建設省の管轄でないからと云うが、送電線の鉄塔です、あれは通産省の管轄ですか。建造物といふのは建設省の管轄ではないのですか。たとえば電車の鉄塔、そのテレビ塔、それから高圧線の鉄塔、東京タワー、みな鉄の建造物ではないのですか。建設省は東京タワーだけを言われたが、あとはどうなつてゐるのですか。

○政府委員(齋藤隆夫君) お答えいたします。ただいま申しましたように、送電線等につきましては、別の規定がございますので、一般の建築物、工作物というふうなことの取り扱いにはなつておりません。

○藤田藤太郎君 それでは、限界は幾らの風速に耐え得るということまでして、手続を聞いてゐるのではない。

○政府委員(齋藤隆夫君) どれだけの風速ということにつきましては、先ほど申し上げましたように、第一一室戸台風が六十メートルであるということ、六十メートルには少なくとも耐え得るということで、これを基準にいたしまして、それぞれの工作物によつてそれ以上の数値が出るように設計等をするということ、これを基準法の確認をしておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 建設省で、そんなたよりないことではないのですか。私はど

うも聞いていて、室戸台風が六十メートル以上とおっしゃるけれども、皆さん室戸台風は、大阪の気象台で六十メートルのところまで刻んで倒れて、それ以上ははかれなかったというのが第一室戸台風じゃないですか。それに、室戸台風が六十メートルだから、それ以上に耐え得るといって、科学的にどこまで耐え得るようになってくるか。そういうことは建設省でお調べになっておかなければ、建築の認可、許可というものはどうなるのですか。

○政府委員(齋藤常勝君) 先ほども申し上げましたように、送電線とか、あるいは鉄塔につきましては、電気工作物の関係でございまして、私どものほうで所管をしておるということではないうのでございまして、風速が幾らかというところにつきましては、先ほども申し上げましたように、六十メートルというところを基準にしております。そういうことを基準にしておりまして、一般の建物につきましては、あるいはその他の基準法の適用を受ける工作物につきましても、それによって風圧力というものを計算いたしました、それぞれのケース・バイ・ケースがあると思いますが、それによって耐え得るような設計をしておる場合は、これを建築基準法で確認をする、こういう格好になっておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 至って自信のない答弁ですね。ほんとうにそれが聞いてもわかるように、至って自信のない答弁です。東京タワーは三百三十三メートルあるのです。これがどっぴかに倒れたら、その三百三十三メートルの区域は、人を通さないぐらいの処置はとれるでしょう。たくさん家があつて、人が住んでいるのです。あの高圧線の鉄塔だって、百メートルからあります。あの百メートルが倒れるのです。六十メートルか、七十メートルか、私は詳しいことは知りませんが、高いうのは百メートルぐらいある。そういうものが倒れたら、そこに住居しておられる方々はどうなる。建築というものを考えるためには、最大限住民が犠牲にならない、国民が被害を受けまいという最大限安全度を基準にして建築というものは建てなければいけないと思う。だから、そういうことを、あなたより知らない、ほんとうに自信のない答弁だと思ふけれども、どうかひとつ資料を出して、第一室戸の風速がいかにあるべきかということと十分に検討されてないやうだが、そういうところ、ただそれ以上だというやうな格好になっていきます。それで、私あまりにも怠慢であると思ふ。だから、ひとつ詳しい資料を出して、それから、あいつ建造物はどういうことで許可しているか。東京には、東京タワーのほかには三つあるわけですが、その近所は家が詰まって建っております。あれが倒れたらどうなりますか。どこへ行ってもありません。今日大きな都会のまん中に行けば、大きいテレビ塔なんがあるわけでは、これはどういふことでやっているのか。第一室戸台風ぐらいの風では倒れないという条件がなければ、私はああいうところに許可して建てさせるべきではないと思ふ。これは大問題ですよ。そんな自信のない答弁で、自信のない行政をやつてもらつておるといふことは、實際心外だと思ふ。だから、これは書類をきつちり出してやつて下さい。今こ

こであなたと押し問答してみたら、それ以上の答弁は得られそうもありませんから、ぜひひとつ書類を私が理解できるやうなものを出してやつていただきたい。今の話をあなたに聞いておられたかどうか知りませんが、京都の盆地の中でも、風速三十四メートルから八十メートルに耐え得るといわれておるあの高圧線の鉄塔が何本もびしゃつと倒れているのです。電車のあんな低いものが倒れた鉄柱が倒れているのです。そういう事態が起きているのです。そのために家が犠牲になっているところもございまして。そういう事態というものを、私は気象庁にお願ひして、もつときめのかまかい台風の経路、台風の状況といふものを国民に十分知らしていただくといふことをお願いしておる。その問題の建築の基礎の許可が、あなたの言うやうなあいまいなことであつて、どうするのですか。人命がどうなる。私は非常に納得ができません。だから、詳しくひとつ出していただいて、そうして将来の建築基準というものをりつぱにやつてもらわなければ困ると思ひます。ぜひ資料を出して下さい。

○中田吉雄君 和達長官にちよつとお尋ねしますが、年々たび重なる災害から、気象の關係の諸施設を充実する必要はもう皆よく理解して、その予算措置と、私はそれをになつていくスタッフの充実といふことが必要だと思ふやうですが、なかなか気象關係といふやうな特殊な職業には、最近のような好況では人が集まらぬといふやうな心配をいたしました。特別なたくさんの優秀なない手が集まるやうな實際的

な措置をとらにやいかぬじゃないか。実は私、知った人のむすこさんが昨年度を出しまして、国家公務員の上級試験を優秀な成績で通つて、本省に世話をしてくれといふので、話を付けて、採用にきまつたら、来なかったもので、調べてみると、はるかに高給の民間の研究所についてしまつた経験を持つてゐる。私、京都大学におる当時、満州事変が起きました、另外が配られたりするたびごとに、京都大学の地球物理學といふと、宇宙物理学の諸君が測量をしまして、また地球上のことかと言つて、いろいろなことを超越してあつたのを見て、非常に胸が打たれた思いがしたんですが、なかなか物理学を出ても、気象をやつた人でも、最近民間の研究所等が充実して、非常にそういう人に対する雇用のチャンスもふえて、私はどういふ待遇になつていくか、私はどういふ待遇になつていくか、裁判官その他特別の待遇をせぬと、予算をふやしても、實際それをなう優秀なスタッフが、生涯を傾け得るやうなことをせぬと、なかなか困難じゃないかと思ふんですが、そういう次々の人的補充というものはついておるのかどうかという点。

それから気象庁でやられておるか知りませんが、この農業の災害についてどういふふうになつておるかといふことをこの機会に伺つておきたい。今回でもなかなか農業災害は大きいんですが、しかしこれに対しても対策よろしきを得れば、私はかなり被害を最小限度にすることができるといふやうな冷まあこれまで毎年ありました東北の冷害につきましては、栽培技術の進歩等

もあり、ほとんど冷害の被害を克服しておると思ふんです。ところが最近のは、まあいつも九州とか宮崎とか、台風の銀座通りといわれる地帯は、いつもほとんど常襲災害地帯で、年々農業共済のために百四、五十億も出している。私は、この農業気象学といふものが進んでいけば、果物の、あるいは農作物の成熟する――季節的に、わせにするとか、おくてにするとかいふこと、百五十億も栽培の構造そのものを大きく変えるやうなことをやるほうが、實際的な効果があるんじゃないかと思ふんですが、気象庁ではそういうことをやつておられますか。あるいは農事試験場等の分野ですか。そういう点の一つお伺ひいたし、それからもう一点最後に、中国等とは気象情報の交換等はどうかになっていまいしょうか。こういうことは、あまり中国の気象情報を得ることは、日本の気象観測にはその大して、台風の通路等から影響のないものかどうか、現状はどうなつていますか。二十九年に和達さん等行かれて、いろいろ話をされたやうでしたが、どうなつていますか。そういう点を、特に私が伺ひたい点は以上三点について、時間がありませんので。

○政府委員(和達清夫君) まず気象庁職員の問題から申し上げます。公務員の給与が低いことはもう御存じのとおりでございます。特に技術者におきましては、民間と非常に差異がございまして、一例をあげますと、本年、気象庁で大学卒業の人をとりうとしたしました、人事院の試験を通り、気象庁に志願した者は理工系ではたった一名であります。まあこういう事情でござ

いますので、私のほうとしましては、技術者というものの俸給については、これはもちろん一般公務員の問題もございまいし、格段の御配慮を願いたいと思つております。なお、気象庁に研修所がございまして、そこで高校卒業生を二カ年の教育をいたし、これを気象庁の、まあ中堅と申しますとなんです、重要な技術者に育て上げたいと思つております。私どもはこういう時勢でもございまして、気象大学というものがそれをいたしまして、そこでもつて気象技術者を養成したいと考えておる次第であります。

次に農業気象でございますが、農業と気象が密接なる関係があることは言ひまでもないと思ひます。これに對しまして、一方長期予報、それから凍霜害などの予報というものに大いに努力いたしておりますが、また各地域のそれぞれの地域において気候あるいは気象がどういふふうになつておるかというところを詳しく刻々に調べて、そして農林省関係の方ともよく連絡して、農業災害をできるだけ防ぐという趣旨で農業気象業務というものを開始いたしまして、東北の山形、岩手県、また北海道の一部というように二、三年前からその整備をいたしまして、できればこれを日本全体に広げていきたいという年次計画をもつて進んでおる次第でございます。

また、中国の気象資料でございますが、昭和二十九年、私が参りましてそのことを話して参りました。まあその結果かどうかは別といたしまして、その一年余り後から、わが国におきましても、中国大陸の気象資料は日々の気象業務に支障なく使えるようなことになつております。

○中田吉雄君 齋藤さんにこれはまあお願いですが、ただいま和達長官の御答弁でも、大学出がたつた一人しか入つてこなかったというところは、私は非常な重大な問題で、いかに予算をふやしても、相当基礎研究をやつた人を十分とはいへませんが、相当採用されねば継続ができぬと思つております。ですから、ただいまのように、まあ学校は出てないが、将来の可能性を持つ者を教育していくということも必要やむを得ぬと思ひますが、私は五十億も予算があつても、たつた一人しか後継部隊が入つて来ないという、これはやはり何らかの特別の措置をせぬと、その面から日本の気象問題の解決のために私は非常に大きな、まあある意味ではそこに根本的な問題があるんじゃないかと思ひますので、もうすでに予算折衝に入つておられるかと思ひますが、優秀な人材が情熱を傾けてやれるような、たくさんの人材が入り得るような措置について、ひとつ十分御配慮をいたしたいと思つております。その点について、御所見を伺いたい。

○委員長(一松定吉君) これにて暫時休憩いたします。
午後零時五十二分休憩
午後二時四十六分開会
○委員長(一松定吉君) ただいまより災害対策特別委員会を再開いたします。
この際、台風二十六号による被害状況について御報告を建設大臣にお願いいたします。
○国務大臣(中村梅吉君) 一昨々日以来の豪雨が九州地方を最初にいたしまして、四国、近畿地方その他に襲つて参りまして、各所に相当激しい被害を及ぼしておる現状でございます。ことに遺憾な次第でございますが、現在まだ近畿地方などは豪雨が続いておる現状で、最終的にはわかりませんが、現在までに判明をいたしております状況は御報告申し上げたいと思ひます。
河川について警戒水位をすでに突破いたしました河川名を申し上げますと、四国地建の管内で、渡川、那賀川、九州地建管内で大野川、番所川、小丸川、大分川、近畿地建の管内で淀川、紀ノ川、由良川、これらの河川がすでに警戒水位を突破いたしました。それぞれ水防の態勢を実施中でございます。

次に淀川の現状は、すでにきょう正午以前に計画水位を突破いたしました。被害の現況は目下調査中でございますが、公共土木に関する補助災害の各地方からの報告の概略を申し上げますと、九州地方は福岡、大分、宮崎、鹿児島、四国地方は徳島、香川、高知、愛媛。中国地方は山口、岡山。近畿地方は滋賀、福井、三重、京都等から被害の報告がございましたが、その中のおもなる所を申し上げますと、現在の被害報告総額は約三十億六千万円ほどになつております。
激甚なおもな県を申し上げますと、大分県は九億三千九百万円、香川県が二億四千六百万円、福井県が二億五千万円に相当しております。なおほかに京都府は十億円くらいに達する見込みである、こういう報告が参つております。したがって、被害報告額は今後さらに増加する現在の見込みでございます。
なお、住宅災害について申し上げますと、全壊、流失等の戸数が二百二戸、半壊戸数が四百三十一戸、床上浸水八千三百七十九戸、床上浸水三万九千九百一戸という工合になつております。
なお、降雨量の今までのわかつております点を河川局長から申し上げますと、河川にいたしまして、

○政府委員(山内一郎君) それでは雨量のわかつておる点を申し上げます。四国の渡川水系の雨量は、大正という箇所におきまして三百九十五ミリ、那賀川水系の宮内において五百五十二ミリ、大野川水系の戸次という所で二百二十八ミリ、番所川水系の佐伯、これは四百一十一ミリ、大丸川水系の高鍋二百六十四ミリ、大分川水系で三百三十四ミリ。それから淀川水系につきましても、まだ詳細入っておりませんが、桂川、木津川各支川とも三百ミリ以上の雨量がなつておる最中である、こういう情報でございます。なお大分、香川、これは降雨の多い所でございしますが、千ミリの雨量を見ている、
○委員長(一松定吉君) 以上、報告に對する質疑を行ないます。
通告順によつて発言を許します。
○村尾重雄君 実は私二十六号台風による豪雨被害を私がきょう午前伺つておる範囲内におきまして、たとえば最も甚大な被害を受けた大分県並びに宮崎県、その他四国、九州、中国をへて大体十数県にわたる被害と伺つておりました。なお、また私が今朝来それぞれ関係者から察知いたしました災害の模様については、公共土木災害においても私が伺つた数字とはだいぶ被害がその後明らかになつてきたのが大きくなつております。そこで私は、実は災害対策に關係されておる同僚議員の方々と相談申し上げまして、実は最も被害の甚大な大分なり宮崎なり、なお他の福岡県なり、また高知県なり、他の府県におきましても、今われわれが審議いたしております案件と同様に今次特別措置法によるところの災害対策というもののの中に含むことについていろいろ御相談申し上げておつたが、ところが、今報告を伺つただけで、先ほどテレビで私察知して、京都及び三重県の伊賀上野等の被害を見て、非常に甚大であつたので、その後どういふ様子であるかということと京都府にも電話をかけて、その被害が予想以上に大きいのに驚いております。なおまた滋賀県の被害、ひいてはこれらの水を受ける淀川の増水というものが刻々と危険地域になつておるというのを伺い、今また大臣の報告を伺いますと、私の想像以上に、二十六号台風によるところの集中豪雨によ

る被害というものが想像を越えて非常に大きいので、さてこれに対してどういう処置という事については、私が考えたことはいふまでもないが、大きく変わつて参りますので、私は今こゝで最初考へておつたことを飛び越えて、ひとつこの二十六号台風について、たとえば今度の補正予算においても臨時費百二十億と聞いておられますが、この臨時費のワケ内においてこれらの災害対策に対する応急の処置もこれは不可能だと思つて、この二十六号台風について今日の時点において、まあ中村建設大臣と申し上げるよりか、政府代表としてこれらに対する現在の応急処置についてどうお考えになつてゐるか。あなたの御意見を伺えればけっこうだと、こう思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 応急措置につきましても、七月の豪雨災害のときにも参つたのでございすが、これらの公共土木災害の復旧及びそれに対する応急措置等につきましては、国から予備費の支出をいたしまして同時に、地方の所要資金につきましても大蔵省に交渉をいたしまして、大蔵省からつなぎ資金を入り用な分だけは十分故障のないように支出をしていただきまして、融通をお願いしまして、そうしてまあ今日災害関係立法が成立するまで相当の期間があつたわけでございますが、法律が成立して、高率補助のつきまざる制度が整いましたら、それはつなぎ資金の分については、あとから精算をして解決をする、と、こういふ建前まで参りました。今次の現在のまだ降りつつあります災害につきましても、私も災害の現在わかつておるだけでも相当の激甚な災害になつてきておりますので、同様の措置をと

りまして、遺憾のないように対処して参らなければならぬであらうと、かように実は考へつつあるような状態でございます。

○藤田藤太郎君 関連で。まだこれから村尾君の質疑が続くわけですが、これは気象通報の關係が午前中は、そういう事態が入つていない。雨量がどれくらいあつてどう、今の現状はどうかという事、これは気象庁の關係が非常に深いと思ひます。気象庁の關係者がすぐ呼んでもらつて、この大分—九州から降つてきた雨、今関西で盛んに降つてゐるという状態がどうなるのか、そういう実情を今の質疑に加えてわれわれに聞かしてほしいと思ひます。委員長にお願いしておきます。

○委員長(一松定吉君) 今連絡しますから。

○村尾重雄君 いま一点お伺ひしたいのですが、先ほどの被害、今のところは十分に実情がつかめてないということですが、私はきょう昼テレビで私が知りました伊賀上野でありました、また京都でありますとか、その他の府県にもだいたい広がつてゐる模様であります、こうした降雨による被害の模様については少し無理かと思ひます。しかし四国なり九州なり、また中国を襲ひましたところの台風による豪雨は二十五日の大分午後から二十六日と続いた豪雨による惨禍であります。したがつて、これらの豪雨による被害は、思つたよりははなはだしい被害でありますので、いささしく早く政府が十分にキヤッチされて、これが対策というものが迅速になされなければならぬのではな

いかと、こう思ふのであります。そこで私は公共事業関係の被害について先ほど大体三十億六千万円と、その内訳の御報告もあつたのですが、私はなお伺ひたいのは、たとえば私がニュース等によつてけさまでに知りました被害だけにおきましても、たとえば田地の被害です、それから山くずれによる被害、鉄道被害、通信関係被害、材木の流失による被害及び船舶被害、これら被害を受けられた罹災者の世帯数を見ても九千八百五十七と、一万に近い世帯数が明らかになつておるのではありません。たしかだとは申しませんが、なにお罹災者においても四万一千五百六十一人というふうな通信機関による報告がもたらされておるのであります。私はこうした公共事業費、この中に一部含まれるかも知れませんが、事業費関係のたまたま本日のけさ未明からかけの豪雨以外の被害状況というものがおわかりにならないかどうか、ひとつお伺ひしたいと思ふのです。おわかりなればないでけっこうです。至急にこうした全体の被害についても、やはり相当迅速に政府として対策を樹立するためにも、また国会審議上、また国会としてもこれらの災害に対しても災害全体にわたつての集計を私は早急に願ひたい、こう思ふのであります。

○国務大臣(中村梅吉君) 公共土木災害以外の現に起こりつつあります災害の現状につきましても、警察庁が中心になつて調査をいたしておりますので、私のほうも連絡をいたしておりますが、できましては警察庁関係の方を呼んでいただいて、御報告をさせるようにお願いしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 関連ですが、二十七日の朝日新聞の夕刊の調べですが、大分県だけの被害で罹災者世帯数が六万九千二百三十四で、非常に詳しく出ています。死人四十一人、行方不明三十二人、それから負傷者三十八名、それからあとずつ出ています。これはなせ大分県にこんなにくさんあつたかといふと、安岐町ですか、大分県の国東半島は二十六日の午後三時間で六百ミリの雨が降つた、これではとつてもたえられないわけですね、家がつぶれてしまつた。ああいうのを中心に大分県の被害は、まだこれは二十七日の夕刊ですら十分に調査ができていないのでしようけれども、こういうふうな大分のほうの問題一つとつてみても非常に大きな被害です。今関西の昼間の朝九時から十時ごろ現在の被害を見まして、淀川水系の上流は五百ミリ、名張、あの辺では八百ミリというふうな降つて、ほとんど水がふえて、雨は少し小降りになつたようではありますが、やられてゐるという実情ださうでございます。こういう全体の被害は警察庁が調べられるわけですか。気象庁、警察庁です、さういふところが調べられるわけですか。建設省としては公共土木の被害がどれだけあつたかといふことに限られるわけですか。そこらあたり建設省の行政区画の範囲内の問題をちよつと聞かしていただきたいと思います。重複して質問してはいたしませんから。

○政府委員(山内一郎君) 建設省におきましては、建設省の所管でございますが公共土木の被害、それから住宅関係、なお都市災害でございます、さういふ施設関係の被害、これを集めております。一般被害につきましては、警察庁のほうで刻々集計いたしております。

○村尾重雄君 今のところ報告がまだ確認されておられません。その確認されてない二十六号台風の被害をわれわれは今日仮定して申し上げることがは避けたいと思ひますけれども、迅速にその被害状況を知らしていただきまして、それが対策を政府としても、またわれわれとしても十分に対応したいと、こう考へます。

私はこの機会に中村建設大臣のただいまの報告の中で、淀川の水位が非常に危険水位をこえて危険になつてゐるというお話を伺ひました。私はこの報告を受けて、中村さんとしてまた今度の水害で—今度の水害という言葉は語弊がございますが、第二室戸台風の真正面から上陸をみた大阪の災害の実情を、かなり早い時間において御視察をお願いいたします。その御視察願つた中村建設大臣に淀川水域の今日の状況を、見て、これが復旧工事につき、ひとつ決意を私に促したいと思ふ。またあなたの決意をお聞きしたい、こう思ふのであります。と申し上げましたのは、私はあの第二室戸台風の災害において大阪をいち早く御視察願つたとき、たしか私もあなただけの御一行の仲間入りをしておつた者ですが、出来島地区において水が引いて一日か二日のときだったし、それから関係当局は十分尽くされたのであります、ところが、物資の配給とかいろいろな面において十分でなかつた点が多々あつたために、とかく普通の心持でなかつた罹災者の一部の人たちがあなただけに失礼な行為があつたことを私は見まして、心から大阪の代表者として、当時の非礼をおわび申し上げるのであります。そこで私は今度の淀川水域が刻々として危険になつてゐる

そこで、私先ほど来淀川の水域の水はどうかと云つて問ひ合はしたのであります。刻々と増水し、しかも私の知る附近の人たちも、二百人ばかり淀川の堤防に配置されて、これが堤防を守るための位置についておるといふ報告がきたのであります。どうか、この点で

同様な事態が起こつて参りましたも、決壊を起こさないようにしておく必要を痛感いたしましたして、帰りまして直ちに事務當局とも相談をいたしましたして、実施をして、すでにじやかゝ等によるもの、応急復旧は完了いたしておるわけでございます。今後の問題としましては、

○委員長（松定吉君） この際、委員
變更について御報告いたします。
本日下條康鷹君が辞任されて、前田
佳郎男君が選任されました。

○國務大臣（中村梅吉君） 赤岡委員も
御承知のとおりですが、私どもとしま
しては、下流地区のかさ上げも含めま

般の災害のあとを大急ぎでじゃかご等によって、従来の土堤よりも堅固なくらいに応急復旧をいたしました。そういう意味においては心配ないというわけでございますが、現在の降雨状態を見ておきますと、すでに警戒水位を突破いたしましたして、さらにいっわる計画

る。これは琵琶湖、それから桂川とか、木津川とか、そういう支流も含めて淀川のいわゆる対策、そういうものを離れては十分でないと思うんです。ただ、護岸工事ということだけでは、これとはとうてい防ぎ切れない事態というものややはりあらかじめ考えておかな

ければならぬと思うんです。そういう面についてもなかなか思うように進捗をしていない。こういう事情から、私はこの際もう少し広範な淀川流域全体、言いかえれば琵琶湖を含めた、支流等を含めた全体としての対策、これを進めてもらいたいことが、これは万が一の場合を考えた場合に、これは当然しなければならぬ問題になってくるんじゃないかと思うんです。そういう点について、まあきょうは建設大臣の所信だけ伺ってやめます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は建設省としては、今仰せのとおり堤防の整備だけでなしに、上流の各関係河川に洪水調節を兼ねたダム等の建設等の検討をいたしまして、企画を持っておるわけですが、ただこれらの洪水調節を目的としたダム等の建設は、年度の予算で縛られる建設省の治水事業だけではなかなか速度が早く参りかねる状況も過去の例に照らしてございまして、われわれとしては、年度の予算に縛られないで公団債を発行し、あるいは財政投融資の資金によって活発にそういうものの作業のできる手段として、今国会にも水資源開発関係の法案を提案いたしまして御審議願っている次第でございますが、何とかわれわれとしては、年度の予算で縛られる治水事業だけでなく、公団のような機構によりまして、こういった重要な地帯につきましては、すみやかに大規模の資金を投入して、そういった施設が完備されることを期待いたしておる次第で、私どもとしては全力を尽くしてこういふ方向に進めて参りたい、実は考えておるようなわけでございます。

○藤田藤太郎君 私、今近畿地方に雨がひどく降っておるといいますから、淀川の危険水位、計画水位といふことを言われておりますけれども、上流にどれだけの雨が降ったからどれだけの水が流れてくるんだ、たとえば宇治川のリミットは幾らだ、何トンだ、木津川のリミットは幾らだ、桂川はどうなんだ、それ以上今度の雨が降っておるかどうかがというふうなことの説明をされれば、淀川の堤防が危険かどうかというところはすぐ皆さん方専門家だからお出しになることができるのではないかと。ただ、ばくとして計画水位とか危険水位といふことだけでは今のような議論が出てくるのではないかと、思っています。だからそれをひとつ聞かせて下さい。

○国務大臣(中村梅吉君) では河川局長から。

○政府委員(山内一郎君) 現在淀川は枚方という地点におきまして計画高水位を越えて出水中でございますが、今後の問題といたしまして、きょうの五時前後が最高水位になる、一番危険である、上流の雨の降り方からこういう推定をいたしまして、そういう見込みを立てております。その場合に水位はどのくらいであろうか。これも過去の従来からのいろいろな記録から推定をするわけでございますが、計画高水位に対して五十センチからあとと多少ふえてとまるのではなかろうか。そういうふうな推定をいたしておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 今度の雨ですか。

○政府委員(山内一郎君) 今度の雨です。

○藤田藤太郎君 計画は。

○政府委員(山内一郎君) 計画は枚方におきまして六メートル三六でございます。それに対して現在の降雨の状況から大体六メートル八〇から多少ふえる見込み、こういうふうな今推定をいたしております。したがって堤防の高さよりはこの水位は多少ではございまして、まだ低い、溢水はしないであらう、こういう見込みを立てております。

○藤田藤太郎君 堤防の上まで何ほどですか。

○政府委員(山内一郎君) 枚方ののはつきりした堤防の高さは、今ここに資料の手持ちはございせんけれども、約八メートルから少しあるのではなかろうかと、こういうふうな考えております。

○藤田藤太郎君 枚方の計画水位が六メートル三六といふのですが、今これを越えておるわけですね。それでは今の増水の関係で一番高い水位は何メートルまで行っておりますか。枚方でけつこうですか。

○政府委員(山内一郎君) これもただいま資料は手持ちはございせんけれども、過去の最大の記録といえますか、それは大体六メートル八〇前後ではなかろうかと、こういうふうな考えております。

○藤田藤太郎君 六メートル八〇あとさきといふくらいのところでは、堤防は一ばい水が来たら切れるというわけではないのであつて、堤防の上一メートル、一メートル半余つていても堤防が切れる場合もあるわけですね。だから必ずしも六メートル八〇、堤防までまだ一メートル幾らあるから切れないという理屈は成り立たないと思つて。

しかし今までの予想から言つて、今度の経験から言つて、大体特別越えぬ限りは切れぬであらうというお考えかと思つて。そこで問題は三川合流の点があつた。三川合流の点で水がよどんで、今までの歴史的に見てみますと、淀川の水系を見ますと、淀川を守つてきたのはいわゆる三川合流点で水がよどんで、あのどこかが切れる。どこかが切れることによつて淀川が守られてきた。流水地帯があの京都の盆地でどこか破れることによつて淀川が守られてきた。ですから、六メートル八〇という最高の水位のときに、どこかわかりませんが、小津池あたりが切れたような心配があるのです。そういう問題について、資料が今なければあとでけつこうですけれども、資料があれば話していただきたいと思います。京都のあの一角の状況はどうですか。

○政府委員(山内一郎君) 京都の三川合流付近の計画の点はのちほど資料で御説明をしたいと思います。淀川の出水につきましてはただいま報告がございまして、午後二時四十五分が六メートル九十六、これで最高になつております。これ以後下降中で、水位がだんだん下がつてつある、こういう報告でございます。

○藤田藤太郎君 宇治川ですね。

○政府委員(山内一郎君) 淀川でございます。

○藤田藤太郎君 枚方ですね。

○政府委員(山内一郎君) そうです。それでのり崩れ、それから増水の報告は現在のところございせん。洪水は下がりつつある、こういう状況でございます。

○藤田藤太郎君 京都のほうは。

○政府委員(山内一郎君) 三川合流付近の点はさらに状況を聴取いたしまして、あとから報告したいと思つて。

○藤田藤太郎君 これを見ると、木津川の水が一番大きいのではなかろうかと思つて、この木津川の水、淀川によつてあの付近の逆流は京都市まで逆流するわけですか、桂川は。だからあの辺の堤防が、宇治川と桂川が木津川にせきとめられて逆流しておると思つて。これだけの水なら、そうするとあの辺の被害はまだ情報は入つていませんか。

○政府委員(山内一郎君) 現在まだ入つておりませんので、報告の入り次第あらためて報告したいと思つて。

○米田正文君 先ほどから今回の二十六号台風の被害について建設省関係のお話、御報告を承りました。質疑等もございまして、実は建設大臣もここにおられて気がなかりなところなんです。実はもう早く建設省に帰つていただいて、水防及びその後の対策についての措置をいただきたいたいと思つて、そういう趣旨からも一言申し上げますが、そういう趣旨からも一言申し上げます。ごく簡単に申し上げます。

大分県の災害報告も先ほど承りましたが、これは死者五十五人、行方不明十八人、合計七十三人ですが、これはおそろく全部死者と見てよからうと思つて、建設関係の公共土木は九億六千万円になつております。農業関係が十一億四千七百円になつております。九州地方は御承知のように、稲作はおくて地区でございまして、きょうのテレビを見ましても、稲を刈つ

て、たんぽに干してあつたものを水の中から運び出しているような状況がございましたが、そういうような地区でございましたが、相当被害を生じている。今日大分県の集計では総額三十八億八千万円になっておりますが、おそれる報告はもとふえて参るのじゃないかという私も感じを持っています。この対策については、今後十分な調査をした上で立てていただくことになると思いますが、最近の天候は非常に、異常と申しますか、十月になつてから台風が来て被害を起すという事は異例のことでございます。おそれるという意味から言いますと、地方の人は、もう十月半ばを過ぎたからというふうな安心をしているところに被害がきたというふうなことで、あわてているのではないかと存するのでございます。そういう趣旨でございますから、この対策については十分ひとつお考えを願いたいのですが、今回、今提案をいたしております十四の災害関係立法がござります。これは、今回の水害がおそらく私は調査の結果相当になるだろうと思つて、そういう場合には、今回の特別立法には入っておりませんが、これはどういう措置をお考えになるか。先ほどもちよつとございましたが、もう一度お伺いをいたしておきたいと思つておきます。

である、相当なものというのは、今日の災害立法該当の程度のものであるという事です。そういう場合には、ぜひこの立法を適用する方向に持っていきたい。のみならず、今度の水害において特異な災害があつて、今次の立法では間に合わないものがあるかもしれない、そういうものについてでもぜひひとつ考えたいと思つて、そこが役所であり災害復旧の措置をしていく上において、やはりはつきりと法律で決定をしていないと、取り扱いがなかなかむづかしいことになるので、今からこの次の国会までの間に、次の国会に立法するとして、修正の方法によるか何かは別として、災害立法をやるとして、その間のつなぎですね、つなぎの措置をどういうふうにおやりになるお考えか、承つておきたいと思つておきます。

○国務大臣(中村梅吉君) 直ちに明確になつておれば、われわれのほうの役所の建設省の立場としては、非常進めやすいわけでございますが、法律上明確になつておりません。法律上明確になつておりません。七月の豪雨災害の際にとつて参りましたようなつなぎ資金の放出を同じようにやつていけば、やりようはないことではないというふうに考へております。

○米田正文君 今までの災害について特別立法をやる前にいろいろと措置をとられてきておるわけですから、ぜひこの特別立法を適用するという前提のもとにおいて、従前とつてきておるような方法によつてこの災害に対処するようにお願いを申し上げておきます。それから最後をお願いをかねて申

し上げたいんですけれども、現在すでに刻々と増水をしておる、危険に類しておるところがたぐさあるわけですね。あるいは今後とも起きてくるかもしれませんので、そういうことができるだけの改善の措置をひとつとるようになつておるのを申し上げておきます。

○委員長(一松定吉君) この際、警察庁三輪警備局長より災害の実情報告をいただいたの申し出がございました。これを許可いたします。

○政府委員(三輪良雄君) ただいままで状況が終つておりませんけれども、二十五日から六日にかけて九州で集中豪雨による災害が起つておりますので、本日の午前十時現在というところで御報告をさせていただきますと存じます。

本邦上空に停滞しておりました前線と低気圧の影響で、九州の中南部の各県では二十五日の正午ごろから二十六日の夕刻にかけて集中豪雨となつたわけでございます。ことに大分県の南部、中部地方では実に三百二十ミリという雨量を記録いたしました。非常な被害をもたらしましたわけでございます。その後低気圧は東へ移動をいたしました。先ほど申しましたように、ただいま和歌山、三重あたりに雨が降つておるのでございまして、この御報告の中には和歌山、三重あたりの被害はまだ十分出ておりませんので、今後これがふえるものと心配をいたしておるわけでございます。そこで資料を取り急ぎ持つて参りましたので、あるいは部数が足りなかつたかも知れませんが、お手元にございしますならばご覧いただきたいと思います。第一

ページの下から、十時現在の被害状況をとりまとめさせていただきます。なくなりまして方が六十四名、行方不明三十三名、負傷者八十名というところでございまして、家屋の全半壊は五百四十棟、流失が約百棟、それから床上浸水が八千四百棟でございます。田畑の流失等、そこにございます。田畑の流失等、だいまわかつております。ごく概要でございまして、罹災された方は九千五百世帯、三万九千名に及んでおります。先ほど御報告をいたしましたように、特に大分がひどいのでございまして、安岐川、番匠川が欠壊はらんをいたしましたのを初めいたしました。小河川、小さな川が至るところでこわれまして、堤防の決壊が約六十箇所に及んでおります。また山くずれが絶えをいたしまして、御承知のように、別府―大分間の電車が山くずれによりまして埋まりまして、六十七名の乗客を乗せておりました中で、実に三十一名の方がなくなつたというふうな悲惨な事故が起つてございまして、そのため同県下でこのためになくなつた方の数は五十三名、行方不明二十一名、負傷された方が四十七名、全半壊、流失いたしました家屋の数が約四百五十棟、浸水をした家屋の数が約四万五千棟に達してございまして、二万五千棟に達してございまして、罹災者は五千七百世帯の二万五千名に及んでおると見られるのでございまして、このために県では大分及び国東、安岐、武蔵、大南、三重の各町に對しまして災害救助法を適用いたしました。救助にあつておる模様でございます。

宮崎県はそれほどではございませんけれども、二十五日正午ごろから夜半にかけて、二十六日夕刻まで続いたのでございまして、特に県の中央部から北部にかけて、約二百五十ミリの集中豪雨がありまして、これがために約五百四十個所見当の山くずれ、がけくずれがありました。ほかに、中小河川がはんらんをいたしました。堤防決壊は約二十五個所に及んでおります。そのために死者七名、行方不明一名、負傷者十名、倒壊家屋三十棟、浸水家屋が四千棟に及んでおるのでございまして、東臼杵郡の北川村では、北川のはらんんで全村世帯の約一〇%が罹災をいたしました。同県では同村に對しまして災害救助法を適用して救助に当たつておるのでござい

ます。低気圧は東に進みまして、四国に被害をもたらしましたわけですが、十月の二十六日から降り出した雨が、二十七日早朝まで豪雨となつて、平野部では約百ミリ、山間部では二百ミリに及んでございまして、特に小豆島、東讃地方では豪雨が激しく、これまた小さな河川がはんらんをいたしました。がけくずれあるいは堤防の決壊等が多く起つてございまして、人的被害は死者一名、行方不明二名、負傷者十三名でございまして、倒壊家屋九十棟、浸水家屋が五千六百棟に及んでおるのでございまして、香川県では小豆島にありまして土庄、池田、内海の各町に對しまして災害救助法を適用いたしました。このことを聞いております。

徳島でも同様の時期に、これはまた中部山岳地帯では五百九十ミリという豪雨を記録をいたしております。二十七日早朝まで続きまして、徳島市内を

流れます瀬川などの小さな川がはんらんをいたしました。同市では市内の約一〇％、小松島市では約二〇％に達します家屋が浸水被害を受けました。県下全部で行方不明三名、負傷された方が二名、倒壊家屋十棟、浸水家屋八千五百棟という被害を受けたのでございます。このために同県では徳島、小松島の各市及び上板町に災害救助法を適用いたしましたのでございます。

大分県の電車の被害でございますが、これは定員九十名のところに六十五名、相当に混んだ状態で、午後二時三十分には大分を出まして、別府駅に向かつて進行をいたしましたわけですが、あのサルで有名な高崎山のところで、海岸沿いに非常な急勾配にござりまする点でございますが、そこに差しかかりましたときに、十五メートルの高さ、傾斜約八十度のがけ、これは従来の斜路事例がないやうでござりまするけれども、これがちょうど電車の中央部目にかけて、幅二十メートルほどで土砂をくずしたわけでございます。電車は三十三度ほど傾いたまま土中にうずめられたという状態でござりまする。パトカーがすぐ発見をいたしましたして急報いたしましたために、警察官百二十名、消防団八十名、自衛隊百三十六名、その他お医者さん方と協力をいたしまして、生存者の救出、死体の収容等に当たりましたが、何分にも土量が多量にござりまするから七時五十分ごろまでこの救助にかかりましたわけでございます。そのために実に三十一名の方がそこでなくなり三十六名が負傷されるという非常な不幸な状態になったわけでございます。ただいまその原因等についてはいろいろ地元でも調べておるようでございます。

今申し上げましたような各県の被害に對しまして、それぞれ各県の警察は災害警備本部を設置をいたしました、延べ各県で三千八百六十八名の警察官を出動させまして、関係機関と緊密な連係のもとに、人命救助、避難誘導等に当たっておるという報告を受けております。

各県別の今日の午前十時までの被害は別表に書いてござりまするけれども、冒頭にお断りいたしましたように、いままだその被害がふえつつある状態というところでござりまするので、これに加えなければならぬというふうに心配いたしましたところでござりまする。○藤田藤太郎君 私は先ほどの米田委員の質問に關連をして、建設大臣にひとつ御所見を承つておきたいと思つて、まあ一般の情報が明らかになつてから、この問題の処理をここで相談をしたいと思います。お断りして、米田委員からああいう発言をしていただきまして、この問題、問題は私は今度の災害、九州地方、四国地方、また今近畿に起きている災害、今度の十九の法案で包括してないやうな問題も含まれておるかもしれないと私は思ふのです。問題は、私は今度の災害の基本的態度としては、三十四水害のときの災害対策措置を底にして、その他それにできるだけのことをするというのが政府の態度だったと私は思ふわけでありまして、ですから、今出ているやうな法案というのは、十月の上旬という工合に切られておりますから、だから、何といつても今大分県を中心にして始まつた四国から近畿その他の災害については、私は今日までの伊勢湾台風、要するに三十四水害のときの対策までは緊急に処置をする、法律適用もやるというところも、やっぱり明確にしておいていただきたい。どういふ工合に手続的な問題はいろいろあるかというところは、理事会やその他を開いて、今後この場所でも明確に具體的にやれるやうな処置はとりますが、やるといふことだけは建設大臣は明確にしておいていただきたいと思つております。

○国務大臣(中村梅吉君) 私どもとしては、最善を尽くした措置を講じたいと考えておるわけでございますが、ただ災害につきましても、従来の政府一存でなしに、できるだけ国会の各勢力、各党派と相談をいたしまして、努めて超党派的に話し合ひの上で対処策を講じていくというのが従来のならわしでございますから、今度突発的に起こりましたこの災害につきましても、ごく近々のうちに各国会関係と連絡をいたしまして、できるだけ善処をいたしたいと考えておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 たまたま今災害対策委員会が今日開かれておるわけでございますから、建設大臣の決意のほど、お心がまえのほどをここでお願いをしておいて、われわれはこの委員会での問題で与党、野党の争つたこともないわけですから、だから最善を尽くす。そこで建設大臣の決意のほどを、全部含めてやるのだと、今までの水準、今までの手当に含めてやるのだという決意だけをお聞きをしておきたいというだけでございます、私の質問は、よろしくござりまするか。

○国務大臣(中村梅吉君) 建設大臣としての私の気持を率直に申し上げますと、問題の解決を今後に残しますより、できるならば同時解決をしていくやうな方向のほうはわれわれとしても災害の処理をいたして参りまするのに都合がいいと考えますが、まだ実は政府内部においても、きょう昼ごろから後にだんだん災害の大きいことが判明をいたして参りましたので、相談をいたして参りません。また政党内閣とも相談をいたして参りませんので、急遽とくと相談をいたしまして、最善の善処の道を考えていきたいと思つております。

○前田佳都男君 ただいま九州、四国、さらに近畿地方に及んでおりますところの集中豪雨の被害報告を受けましたのでござりますが、これが対策につきましたは急いで対策を立てていただきたい。したがって、建設大臣は早く役所でまたいろいろその対策の御準備もあろうかと思ひますので、実は私はきょう十項目にわたりましたいろいろな大臣から親しく御意見を伺ひました。かつたのでござりますが、一切ほとんど省略をいたしまして、ただ一点だけにつきましてお尋ねを申し上げます。私は、建設大臣は同じ党員に對して同じ答を何べんもされて、何だ、よほど頭の悪いやつだといふふうにお考えになるかもしれないけれども、問題は非常に重要な問題で、地方の一般の民衆が非常に関心を持っておるだけに、あるいはくどいかもしれませんが、答を願ひたいと思ひますのでござります。

わが国のやうに災害がひんびんとししてござりますると、災害に対する対策といふものは一つの型ができ上がつておるやうに思ひますのでござります。今般の対策につきましても、あるいは建設、農林、文教その他の対策すべては大体従来のものの加除訂正と申しますか、そういう対策が今回の対策だと思ひますのでござりますが、ことに今回の対策は、概括的に申しまして、伊勢湾並みであるというふうに言われたやうに思ひますのであります。われわれ被災地から選出されておりますところの議員がいろいろ党並びに関係各省の人々といろいろ話をいたしまして、大体伊勢湾並みにするのだというふうな、まあ概括的な御説明であつたやうに思ひます。ありますが、ただ伊勢湾にあつた特別立法の中でないものが一つある。ことに最も大切なものが抜けておる。それは高潮対策に対する特別立法だと思ひますのでござります。この特別立法が伊勢湾にだけあつて、今回の第二室戸台風になぜないのかと、その点をよくわかりやすくお答えを願ひたい。まずそれを……

○国務大臣(中村梅吉君) ただいま御指摘の点につきまして、私どもも重大な関心を抱いて、閣内及び党内において議論をして参つたのでござりますが、伊勢湾の場合は、御承知のとおり海岸堤防や防潮堤がすでに損壊をいたしまして、そのために激しい被害をこうむつたわけでございます。今般の大阪の場合につきましては、なるほど地盤沈下に關連をいたしまして、防潮堤を越えて相当の浸水被害はありましたが、堤防自体がずたずたに破られたという姿でないものですから、非

常な困難性がございます。できれば私どもとしては、何とかこれについてもいわゆる改良事業を伊勢湾の状態と同じような立法措置をいたしまして、すみやかに将来の災害を再発しないようにいたしたいという気持であつたわけでございますが、ただ、大阪の場合は、損壊をされていませんので、復旧あるいは復旧改良というよりは、復旧の分がなくて改良という分だけに相なるわけで、そういう角度からいいますと、類似の地域としては、東京湾の防潮堤工事が現に進められつつあります

が、あるいはかさ上げ工事をやっておりますが、これと同じものになるんじゃないかと、したがって、やるとすれば大阪も東京も同じ角度の待遇でやるべきで、大阪だけについて特殊の措置を講ずるといふことは、つり合ひ上もよくないというような議論が結果的に勝ちをおさめまして、結局、大阪については伊勢湾と同じ待遇というところが、この問題だけについてはとうとうできなかつたというのが率直な実情でございます。ただ、しかしながら、大阪の地盤沈下の激しいこと及び今次の災害にかんがみましても、何とかして急速に整備をしなければならぬ。すでに五カ年計画はできておりますから、この五カ年を待つてやつておつたのでは、またその間に同様の災害が来るかもしれない。そこで期間を繰り上げた緊急政策なども立て、また伊勢湾と同じ処置は形式的には講じられなかつたが、実質的には起債の充当率を引き上げるといふような方法によつて、資金的にも困らないようにして、早くとにかく防潮堤のかさ上げを完成させるようにしたいというようなこと

で今は進んでおる段階でございます。したがって、さしあたり本年度におきまして、建設省、運輸省関係合せて九億円ほど既定経費以外に経費の方もかさ上げいたしまして、事業の促進をいたしたいというようなことに相なつておるのが現実の状態でございます。

○前田佳都男君 災害後いち早く建設大臣が大阪、和歌山地方においでいただいて、現地をつぶさに見ていただいたというところは、非常にわれわれ被災地方にとりましては感謝、感激をしております。そして、まず第一に起こつた声は、建設大臣がこの現地を見てこられたその結果、必ず防潮堤を作つていただけるであろうということに非常に期待しておりました。われわれの地方、私は紀州地方であります。大阪から紀州にかけまして一衣帯水といふますか、今建設大臣が堤防が伊勢湾の場合はすたすたであつた、しかし紀伊半島から大阪方面にかけてはすたすたでない、状況が違ふんだというふうなお話をなさいましたけれども、あるいはそのすたすたの面をござらんにならなかつたのではないかと。和歌山県方面におきましては相当被害が激甚でございまして、田辺に至るまでの間というものは相当ひどい被害を受けております。しかも財政力が非常に貧弱でございまして、これは東京並みというか、金持ち並みにものごとを御判断下さつては非常に困るといふ問題がございまして、実はこの高潮対策について衆議院でこいう法案がかかつておりますときに、衆議院の諸君がいろいろ交渉されて、衆議院で話がついたとかつかぬとかいふ話を聞きまして、私は

けしからぬと非常に憤慨をしまして、そいう高潮対策の特別立法をわれわれうんと期待しておつたのに、そんなものをのんでしまったのか、出さぬものに賛成したのかと非常に私は残念に思ひましたが、おそろく建設大臣はお立場上大いにがんばつていただいたと私は思ふのですが、おそろくこれは財政上の関係でだめになつたんだらうと思ひます。しかし、われわれの考えといたしましては、今後努力をするとか、あるいは起債の面でできるだけ心配をしてやろうというんでは、大

体災害のあと興奮をしておりますときは、非常に皆何とかしやうという気があるんでございしますが、ちよつと冷静になりましますと、まあまあという声が起こつて参ります。そのうちにどうも忘れられまして、そのうちにどうも忘れられまして、ついでに忘れられまして、次の災害に目を奪われてしまつて、前の高潮対策といふものが忘れられる、そいうきらいがあると思ふのでありまして、とにかく大阪から紀伊半島に至りまするこの紀伊水道は台風のもう常襲地帯であります。常に台風の銀座通りと申しますか、この銀座通りの舗装といひますか、防潮堤だけは是非でもひとつやつていただきたい。しかも東京流であるといふふうなことをお考えにならずに、ぜひひとつ財政力の貧弱の紀州地方、まことに今回の災害は、ごらんになったと思ひますが、実に惨たんたるものでありまして、貧乏台風といひますか、沿岸の漁家が壊滅状態、ほんとうにもう何ともいひようのないような悲惨な状態でございます。その点を特にお考えをいただきます。

して、何とか特別立法といふか——特別立法しないでは特別の補助をするといふ方法がはたしてあるのかどうか、どういふ方面で何か特に見てやろうといふ具体的な方法があるのか、その点の際どいようございしますが、もう一度ひとつお答えをお願いいたします。

○国務大臣(中村梅吉君) 大阪の場合と違ひまして、和歌山の県下につきましては、特に私ども重要な問題として議論をいたしたわけでありまして、私が見ました和歌山港などを見まして、港内の港内堤防は全くすたすたにやられておりました。しかも、これは古いころにできたものでございまして、鉄筋の入つていないコンクリートでありまして、波浪のためにめちゃくちゃに破損をされて、跡形もない状態になつておる。あるいは瀬港などについても、そいうところがあるように聞いております。そこでこれらにつきましては、今度の立法の中にございします改良復旧によりまして、従来はまあ単なる復旧、原形復旧といふことになりますれば、鉄筋の入らないコンクリートといふことになりまして、改良復旧といふことで完全な整備をする。それからまた破損をされたところの復旧、改良復旧をいたしますについても、そこだけ改良復旧をいたしても、その間連周辺が復旧をいたしてございせん

事業といふものは、災害を受けた復旧、改良復旧部と一対一といふ一つの何といひますか、習わしがずつと来ております。一対一で縛られたのはこれは非常な窮屈になりますから、そいういふことでないようにする必要があるといふことを力説いたしまして、大体財政当局もそいう方向で了解が得られましたので、われわれとしてはさうな方法によつて改良復旧を徹底的にやる。従来の原形復旧でなしに改良復旧をやるといふこと、関連工事をやりまして、関連工事について高率補助の適用を受けて、できるだけ前よりもいいものにする、こいうことを実施して参るといふことで折り合はざるを得ない状態、現在提案をしてる衆議院案のような格好になつたわけでありまして、この点御了解をいただきましたと思ひます。

○前田佳都男君 ただいま大臣からいろいろ御説明を承りましたからよくわかりました。とにかく大臣も御存じと思ひますが、従来の防潮堤で、鉄筋を入れていないところがその部分だけが、ちよつと手を抜いてあるところだけが壊滅いたしております。鉄筋を入れてあるところはそのまま残つてい

きたいということ、それを特に希望いたしますと同時に、この間ある新聞であります、何新聞でしたか私は忘れたのでございますが、その新聞に、建設省では高潮対策三カ年計画とか五カ年計画というものを考えにやっています。それを三十七年度の予算に要求されるというのを新聞でちらつと私は拝見したのであります、これは具体的にどういふふうにお考えになつてゐるか、ごく簡単にけつこうでございいますから、一言ちよつとその構想だけをお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村梅吉君) 実は五カ年計画をもつて進めてゐるわけでございますが、さらにこれを緊急的に繰り上げて先行投資をいたしたい。その中には、一般治水十カ年計画のワク内では、われわれの目的を達することが困難でございますから、三十七年度予算要求といたしましては、この事業費は治水十カ年計画のワクとは別に別ワクでほしいということを要求をいたしてゐるわけでございます。今後予算編成の折衝に臨んで参ります段階におきまして、なかなか財政当局との間に完全な理解を得るといふことは非常に困難かと思ひますが、われわれとしては最善を尽くしまして、ぜひそういう姿で、一般治水十カ年計画のワクに入られてしまつて窮屈な困難な作業をやるよりは別、それとは別に現在方針を考えまして、予算要求をいたしておるような次第でございます。

○前田佳都男君 もう長くなりましたので、これで私は終わりたいと思ひますが、高潮対策につきましては、大臣

からいろいろ今お答えを承りまして、よく御趣旨のほどがわかつたのでございます。ただ、くどいようであります、紀伊水道に面する沿岸です、台風常襲地帯、台風の銀座通りはまことに財政力の貧弱なところでございますから、特に今後建設省の施策において十分御考慮をいたしたい。と同時に、何か紀伊水道に面する沿岸が、伊勢湾のあの沿岸に比較をいたしまして、少し軽く見られておるのじゃないか、そういうふうな気持を多分に今度持つておりまして、特別立法の点について、いろいろそういうことをみんなもやもやと考えておられますので、今後実行の面におきまして、そういうことがさらさらないように今後とも御配慮をいたしたいということを特に希望いたします。私の質問を終わります。

○委員長(一松定吉君) この際気象庁肥沼予報部長より災害の実情報告をしたいとの申し入れがありましたので、これを許可いたします。

○説明員(肥沼寛一君) 二十五日の夕刻に、東シナ海と申しましては沖繩の近くでございますが、あの辺に発生しました低気圧、これは非常に発達すると台風になる可能性があるものではございまして、それがほどではなかつたので、低気圧という名前にしてございまして、これがだんだん北に上りまして、九州の宮崎県あたりから豊後水道に入りまして、そうして大分を中心として非常な雨を降らしました。大体大分付近で降りましたのは大分市で三百五十三ミリでございます。山のほうはまだ集計ができておりませんが、おそらく五百ミリ、六百ミリという雨が降つたことと思ひます。この低気圧が

四国の上を通りまして、今度南にきて、現在八丈島の付近にございます。そうして九州の雨は少し衰えまして小降りになっておりますが、今近畿地方から東海地方に非常な大雨を降らしております。その辺の雨量について申し上げます、高知県の藤田というところでは五百二十九ミリ、これは二十七日まででございます。それから徳島が百五十七ミリ、それから奈良県に日ノ出所という山がございまして、ここでは千二百ミリの雨を降らしております。現在近畿地方では奈良県、大阪府、京都府、三重県、この四カ所には大雨と洪水の警報を発令してございます。それから昨日東海地方でも降つておりますが、関東地方の雨は、平野では五十ミリないし七十ミリ程度でございますが、山のほうでは三百ミリくらいになっております。で、今のところ利根川はまだそれほど危険なことではないようでございますが、荒川につきましては建設省の関東地建と共同の洪水注意報——警報ではございません、注意報を発令してございます。

それからこの雨の今後の見通しでございますが、雨を直接降らしてゐるのではありません、台風二十六号が房総の南東七百里くらいのところにございまして、それが北々東、北でちよつと東に寄つた方向に動いておられます。で、八丈島付近の低気圧は多分その台風の中に巻き込まれてしまふんだらうと思ひます。そうすると、今後関東地方の雨は今晚が峠でございます、あすになると小降りになる見込みでございます。しかし、あすになつて東北地方が少し雨が強くなるんではないか。これは予想ではございます

が、多分九州のような激しいことはないだらうと考えております。そういうことで、あすの東北地方の雨が終つれば、この雨は一応おさまるものだとこのういふふうに考えております。

○藤田藤太郎君 この風は二十六号台風の影響でないのかどうかということ一つ。

それから沖繩で発生した低気圧が宮崎、大分を通つて四国を通つて、そうして南下して八丈島というお話でございました。そして雨が近畿、東海に降つて、関東にも降つて、そういう低気圧の状態がありながら東北に雨が降るところという事です。われわれし

らうとよくわかりませんが、そこらあたりのことを何か書いたものをいただきたいと思ひます。低気圧が来て雨が降つたという前段の説明はわかつておるのだけれども、低気圧が大洋のまん中に行つてしまつたのに雨が東北の方に残つておるといふ話になりますと、なおわからなくなりますので、もう少し御説明を願ひませんか。

○説明員(肥沼寛一君) ただいまの説明に言葉が足らなかつたと思ひます。台風はさつき北々東の方に行くと言ひましたが、沖合いではございますけれども、東北地方の沖合いの方に北上つて行くわけでございます。そうすると台風のはうから、台風は御承知のとおり渦巻でございまして、南東の風で東北地方に吹きつけます。それから東北地方へは日本海を越えてきた大陸の冷い空気がぶつかつて参りまして、その両方のぶつかり合ひで雨が少し強くなるんじゃないか。こういう意味でございまして、それから二十六号台風の直接の雨ではございませんが、その台

風が影響して暖い空気、つまり湿気をたくさん持つておる空気を送つて来ておることは事実です。しかし直接ではございません。今八丈島にある低気圧のほうがこの雨を直接降らしたものでございまして、そしてその遠くの方に台風があつて、その台風が渦を巻いております。そこに暖い空気を送つてくる。それが低気圧のところに来て雨を降らすわけでありまして。

○中田吉雄君 ごく技術的なことなんですけれども、こういうふうな台風を号数でいつ呼ぶふうになつておりますか。

○説明員(肥沼寛一君) 台風はかつてアメリカが進駐しておりましたときに、向こうの慣習に従つて人の名前をつけておりました。これは私もいろいろの投書を受けまして、どうも外国の女の人の名前などはけしからんというので、いろいろ考えました末、その年に出来た最初の台風を一号として、ずっと番号でいくということをして、二十八号から実施しております。

○委員長(一松定吉君) この際暫時休憩いたします。

午後四時十九分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

昭和三十六年十一月七日印刷

昭和三十六年十一月八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局